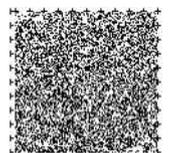


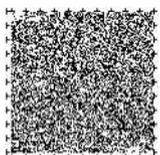
**武蔵村山市第六次障害者計画・
第七期障害福祉計画・
第三期障害児福祉計画**

(令和6年度～令和8年度)

令和6年2月

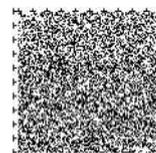
武 蔵 村 山 市



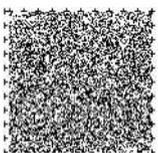


目 次

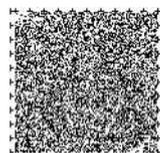
第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 法令改正等の動き	3
3 計画の位置付け	5
4 計画の期間	7
5 SDGsに基づいた取組	8
第2章 障害者等の現状	11
1 障害者等の状況	13
2 障害者計画等策定のための意識調査結果	18
第3章 計画の基本的な考え方	41
1 計画の基本理念	43
2 計画の基本視点	44
3 計画の基本目標	45
4 計画の体系	46
第4章 施策の展開（第六次障害者計画）	49
基本目標1 障害のある人も安心して暮らせるまちづくり	51
基本目標2 支援が必要な子どもも地域で健やかに育つまちづくり	60
基本目標3 障害のある人も自立して生活できる環境づくり	65
基本目標4 就労・社会参加による生きがいつくり	75

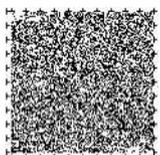


第5章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する目標等 (第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画) ……	83
1 数値目標の設定 ……	85
2 サービス量の達成状況及び見込量 ……	92
第6章 計画の推進に向けて ……	115
1 計画の推進 ……	117
2 計画の進行管理 ……	118
資料編 ……	119
1 武蔵村山市自立支援協議会 ……	121
2 武蔵村山市高齢者福祉計画等策定委員会 ……	126
3 市民への周知 ……	131



第1章 計画の概要





1 計画策定の趣旨

我が国では、昭和56年の「国際障害者年」以来、そのテーマである「完全参加と平等」の実現を目指して、保健・医療・福祉・教育・就労等の各分野で障害者施策が展開されてきました。

その後、平成19年に国連総会が採択した、「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約¹」という。）」に署名し、様々な法制度整備及び諸制度の充実が図られた結果、国内法が「障害者の権利に関する条約」の求める水準に達したとして、平成26年に条約が締結されました。

平成28年の障害者総合支援法の一部改正では、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」・「就労」・「相談」の一層の充実を図ることが示され、児童福祉法の一部改正では、専門機関が有機的な連携を図り、多様化する障害児支援のニーズにきめ細かく対応することが示されるとともに、障害児支援に係る提供体制の計画的な構築を推進するため、障害児福祉計画を策定することが自治体の義務となりました。

同じく平成28年には、障害者差別解消法²が施行され、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、その人らしい生活を営むことができる地域社会を目指すため、より一層、障害者の有する権利の実現に向けた取組の推進を図ることとなりました。

近年の障害者福祉を取り巻く状況を見ると、障害の種類や範囲は増加・拡大し、それに伴い障害福祉サービスへのニーズも多様化・増加しています。

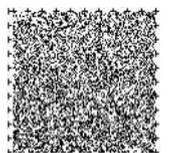
特に、超高齢社会の到来によって顕著となってきている「親亡き後」問題等、新たな課題への対応や複合的な支援体制の構築等も必要になっています。

また、東京オリンピック・パラリンピックを機会に、共生社会の実現に向けて加速が図られた「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザイン³の街づくり」といった2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシーの継承とともに、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、「共生社会の実現」に向けた障害者施策の基

¹ 障害のある人の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障害のある人に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めた、2006年12月に国連総会で採択された条約

² 「障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律（障害者差別解消法）」で、障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が規定され、平成28年4月に施行された。

³ 特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品を計画・設計すること。



本理念と共通のものであることから、様々なステークホルダーが協力し、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取組を推進していくことが、今後、一層必要となってきます。

市町村には、こうした社会の変化に対応し、更にそれぞれの地域の実情を加味しつつ、各種障害者施策を推進していくことが求められています。

そのため、本市ではこれまでに、平成16年度施行の「改正障害者基本法⁴」に定められた「市町村障害者計画」、平成18年度施行の「障害者自立支援法（現：障害者総合支援法⁵）」に定められた「市町村障害福祉計画」、平成28年度施行の「改正児童福祉法⁶」に定められた「市町村障害児福祉計画」をそれぞれ策定し、障害者施策を総合的に推進してまいりました。

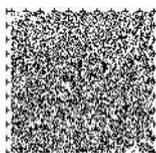
令和5年度で、これらの計画が最終年度を迎えることから、現在の障害者の置かれている状況や環境等を十分に反映し、これまでの障害者施策をより実効性のある形で推進すべく、令和6年度を始期とする、新たな「武蔵村山市第六次障害者計画・第七次障害福祉計画・第三期障害児福祉計画」を策定することとしました。

⁴ 障害者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障害のある人のための施策の基本となる事項を定めることで、障害のある人のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害のある人の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律

⁵ 「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が平成25年4月から施行されたことにより、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」と名称が変更となったもの。

障害者及び障害児が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう必要な障害福祉サービスに係る給付その他支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的としている。

⁶ 児童が良好な環境において生まれ、かつ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含む全ての児童の福祉を支援する法律、児童福祉法の改正により、障害児通所支援等の提供体制を確保するため、市町村において障害児福祉計画を策定するものと定められた。



2 法令改正等の動き

(1) 改正バリアフリー⁷法（令和2年6月19日 施行）

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）

- ① 公共交通事業者等施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化（同日施行）
- ② 国民に向けた広報啓発の取組推進（同日施行）
- ③ バリアフリー基準適合義務の拡大等（令和3年4月1日 施行）

(2) 電話リレーサービス法施行（令和2年12月1日 施行）

（聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律）

聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話により仲介する電話リレーサービスの提供を行う。

(3) こども家庭庁の創設

（こども政策の新たな推進体制に関する基本方針(令和3年12月21日閣議決定)）

障害保健福祉部が所掌する障害児支援に関する事務を移管し、障害児支援の充実を図る。

(4) 医療的ケア⁸児支援法（令和3年9月18日 施行）

（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律）

医療的ケア児の健やかな成長を図ると共に、その家族の離職の防止を図り、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として、国、地方公共団体、保育所の設置者等、学校の設置者、政府の各責務等を定める。

(5) 改正児童福祉法（原則、令和6年4月1日 施行）

（児童福祉法等の一部を改正する法律）

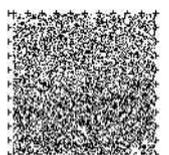
児童虐待の相談対応件数の増加等、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことを目的とする。

⁷ 社会生活をしていく上で妨げとなる障壁(バリア=Barrier)となるものを除去(フリー=Free)するという意味で、建物や道路の段差解消等生活環境上の物理的障壁を除去すること。

より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

⁸ 日常生活において必要な人工呼吸管理、経管栄養、排せつ管理等の医療行為のこと。

訪問看護ステーションの看護師やヘルパーステーションの一定の条件を満たしたヘルパーがサービス提供している。



(6) 改正バリアフリー法（令和4年10月11日 施行）

（建築物移動等円滑化誘導基準の改正について）

- ① 「劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂の客席」を建築物特定施設に追加
- ② 「客席」に対する移動等円滑化誘導基準を設定

(7) 障害者総合支援法等の改正（原則、令和6年4月1日 施行）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律について）

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、次の点等の措置を講じることを目的とする。

- ・ 障害者等の地域生活の支援体制の充実
- ・ 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進
- ・ 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
- ・ 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化
- ・ 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備

(8) 改正障害者差別解消法（令和6年4月1日 施行）

（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律）

- ① 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加
- ② 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化
- ③ 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化



3 計画の位置付け

(1) 計画の性格

「障害者計画」とは、障害者基本法第11条第3項に示されている、(障害者の自立及び社会参加の支援を目的とした)障害者のための施策に関する基本的な計画です。

「障害福祉計画」とは、障害者総合支援法第88条に示されている、障害福祉サービスの提供体制の確保や指定障害福祉サービスの円滑な実施を目指す計画です。

「障害児福祉計画」とは、児童福祉法第33条の20に示されている、障害児の支援サービスの提供体制の確保や事業の円滑な実施を目指す計画です。

「社会づくり」に重きを置いた「障害者計画」と、障害福祉サービスの供給体制の整備に重きを置いた「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」は、ともに障害者の福祉を目的としていることから、互いに良い影響を与えながら、地域の障害福祉が推進されていくものと考えられます。

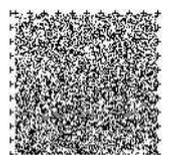
そのため、それぞれの法律により、上記3計画は一体的に策定されることが認められており、また、各計画で調和が保たれるようにも求められています。

(2) 計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害⁹、高次脳機能障害¹⁰、難病等があるために日常生活又は社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人々を計画の対象とします。

⁹ 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する障害であって、その症状が通常低年齢において現れるもののうち、言語の障害、協調運動の障害、心理的発達の障害、行動及び情緒の障害とされる。

¹⁰ 交通事故や病気等により脳に損傷を受け、その後の後遺症として記憶、注意、社会的行動といった認知機能に不具合が生じ、社会生活に支障を来す状態



(3) 障害者の定義

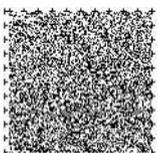
障害者基本法第2条においては、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされていることから、本計画では障害者の定義を同様の定義とします。

(4) 関連計画との整合・連携

本計画は、本市の障害者福祉に特化した「部門別計画」です。

上位計画である「第五次地域福祉計画」はもとより、福祉分野の他の部門別計画等とも連携・整合性を図る必要があります。

また、国の基本指針や法改正、東京都の策定する計画等とも整合性を図り、各種施策の効率的・効果的な推進や、障害者福祉におけるセーフティーネットの確保を図ります。

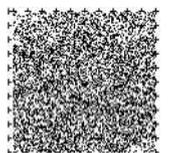


4 計画の期間

本計画の期間は、令和 6 年度を始期とし、令和 8 年度を終期とする 3 年間の計画です。

著しい社会変化や法改正、不測の事態等が発生した場合、計画期間中においても、見直し等を行う場合があります。

計画名	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
長期総合計画	第五次（～令和 12 年度まで）								
地域福祉計画	第五次						第六次 （～令和 13 年度まで）		
障害者計画・ 障害福祉計画・ 障害児福祉計画	第五次 第六期 第二期		第六次 第七期 第三期			第七次 第八期 第四期			
高齢者計画・ 介護保険事業計画	第五次 第八期		第六次 第九期			第七次 第十期			
子ども・子育て 支援事業計画	第二期			第三期					
健康増進計画・ 食育推進計画	第二次	第三次				第四次 （～令和 13 年度まで）			



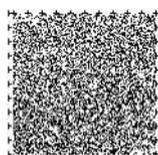
5 SDGsに基づいた取組

第五次長期総合計画（基本構想）で本市の新たな課題として位置付けた「SDGsの達成に向けた取組」に対応するため、SDGsの17のゴール（目標）のアイコンを各基本施策に表示し、それぞれの施策がどのゴールの達成に資する取組であるかを示します。

障害のある人もない人も、お互いに尊重し、支え合いながら、地域でともに暮らせるまちづくりを実現するための取組は、SDGsの17のゴール（目標）のうち、「1. 貧困をなくそう」等、7つのゴールに関連します。

本計画の推進は、これらの課題解決につながっていくため、国際機関や国の動向を踏まえながら、障害に関する福祉施策に取り組んでいきます。

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>1. 貧困をなくそう</p> <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>3. すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>4. 質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>8. 働きがいも経済成長も</p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。</p>
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>10. 人や国の不平等をなくそう</p> <p>各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>11. 住み続けられるまちづくりを</p> <p>包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	<p>17. パートナリシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SDGsとは、平成27年9月の国連サミットで採択された“2030年に向けた国際的な社会開発目標”であり、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、17のゴール、169のターゲットを位置付け、232の指標を設定しています。

これを受けて日本では、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び外務大臣を副本部長、他の全ての閣僚を構成員とするSDGs推進本部を設置し、「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を策定しました。

この指針は国連のSDGsサミットの開催ごとに改訂を行っています。

この指針の改定版(令和元年12月20日)において、国が目指すビジョンとして「すべての人々が恐怖や欠乏から解放され、尊厳をもって生きる自由を確保し、レジリエンス、多様性と寛容性を備え、環境に配慮し、豊かで活力があり、格差が固定化しない、誰一人取り残さない2030年の社会を目指す。」が掲げられ、日本が特に注力すべきものとして、以下の8つの優先課題が提示されています。

【8つの優先課題】

① あらゆる人々の活躍の推進

② 健康・長寿の達成

③ 成長市場の創出、地域活性化、
科学技術イノベーション

④ 持続可能で強靱な国土と
質の高いインフラの整備

⑤ 省・再生可能エネルギー、
気候変動対策、循環型社会

⑥ 生物多様性、森林、海洋等の
環境の保全

⑦ 平和と安全・安心社会の実現

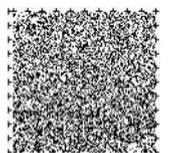
⑧ SDGs 実施推進の体制と手段

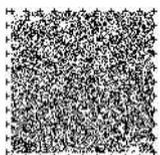
また、地方自治体に求められる取組として、様々な計画へのSDGsの要素の反映や、官民連携による地域課題の解決、地域資源を活用した持続可能な社会の形成等が示されています。

武蔵村山市 SDGs ホームページ

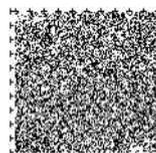
<https://www.city.musashimurayama.lg.jp/shisei/shisaku/1012429.html>

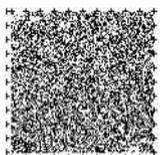
スマートフォンからは、QRコードを読み取ってアクセスしてください。





第2章 障害者等の現状





1 障害者等の状況

本市における各種障害者手帳の発行数は、以下のとおりです。

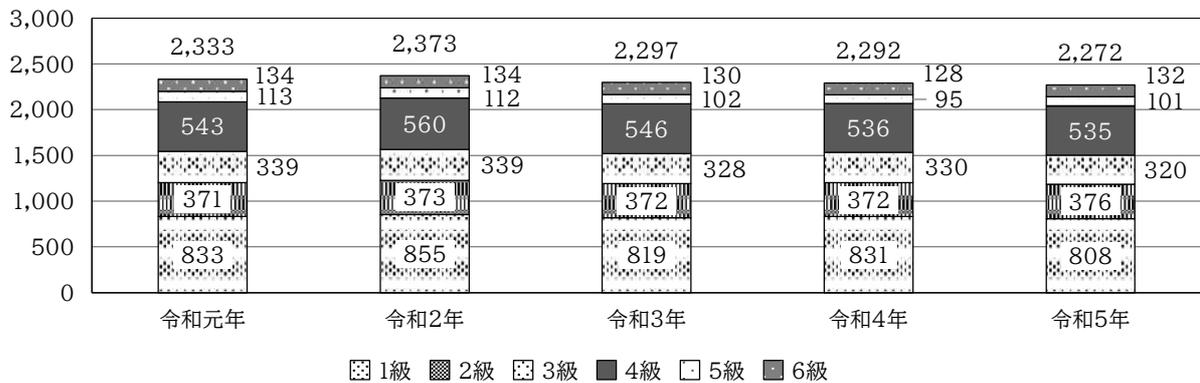
(1) 身体障害者手帳

身体障害者（児）手帳所持者は、令和2年で増加しましたが、令和3年以降、減少傾向で推移しています。

また、障害区分別にみると、肢体不自由については、令和2年に増加した以外は減少傾向が続いていますが、他の障害区分では、視覚、音声・言語及び聴覚で令和4年に減少するまでは、増加傾向が続いてきました。

身体障害者手帳所持者数の等級別推移

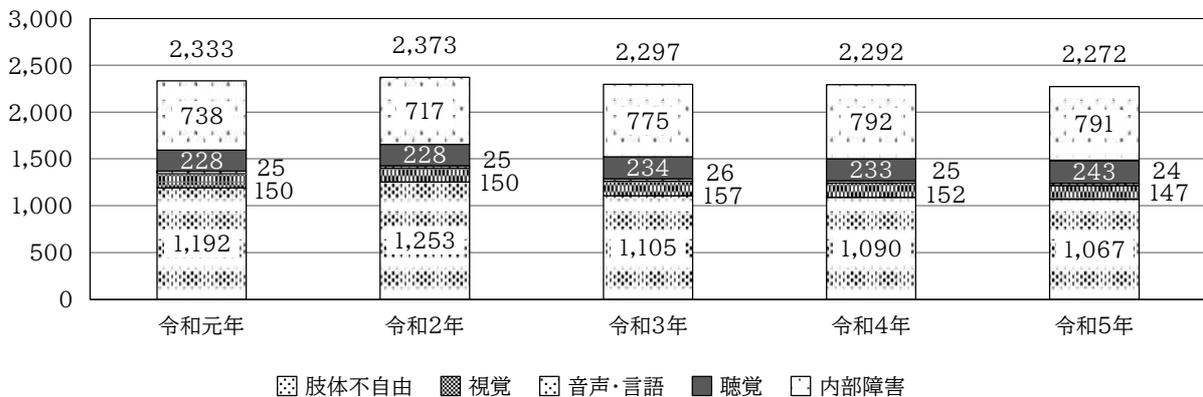
(単位:人)



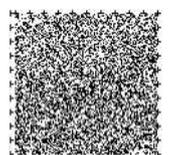
(各年10月1日現在)

身体障害者手帳の障害区分別の推移

(単位:人)



(各年10月1日現在)

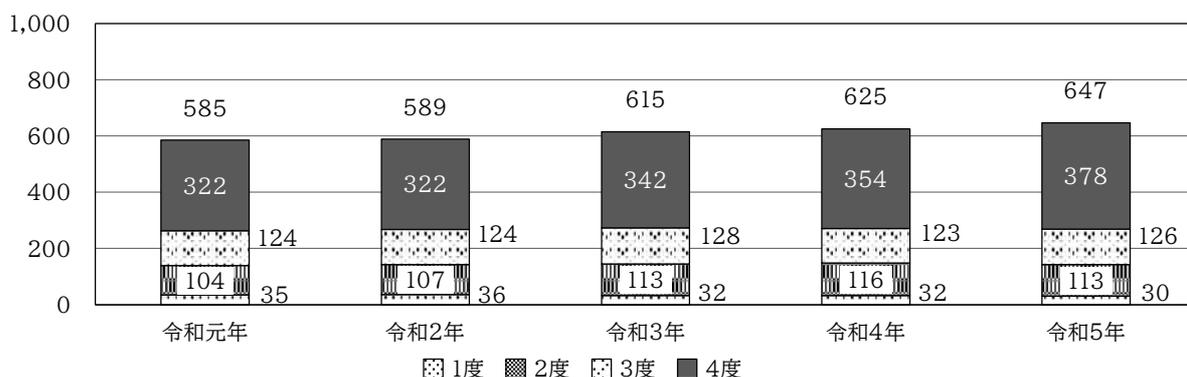


(2) 愛の手帳¹¹(療育手帳)

愛の手帳（療育手帳）所持者の合計及び等級別の推移をみると、概ね増加傾向にあり、等級別にみると、4度で増加が大きくなっています。

愛の手帳(療育手帳)所持者の等級別推移

(単位:人)



(各年10月1日現在)

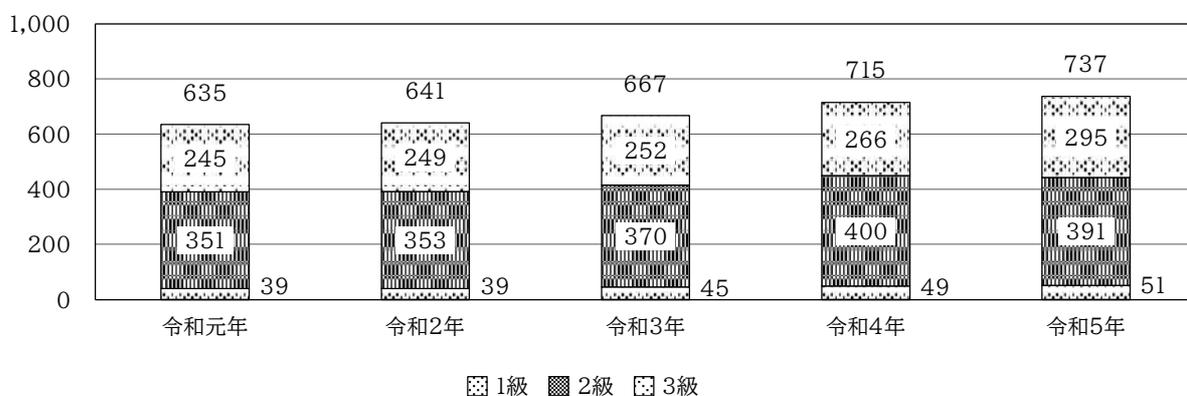
(3) 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳の所持者の合計及び等級別の推移をみると、合計では令和元年の635人から増加を続け、令和5年は737人と、102人増加しています。

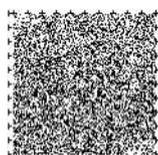
等級別にみると、2級で最も大きく増加しており、令和元年の351人から令和5年は391人と、40人増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移

(単位:人)



(各年10月1日現在)



¹¹ 知的障害と判定された人に東京都が発行する療育手帳

(4) 自立支援医療¹²受給者、難病医療費等助成受給者

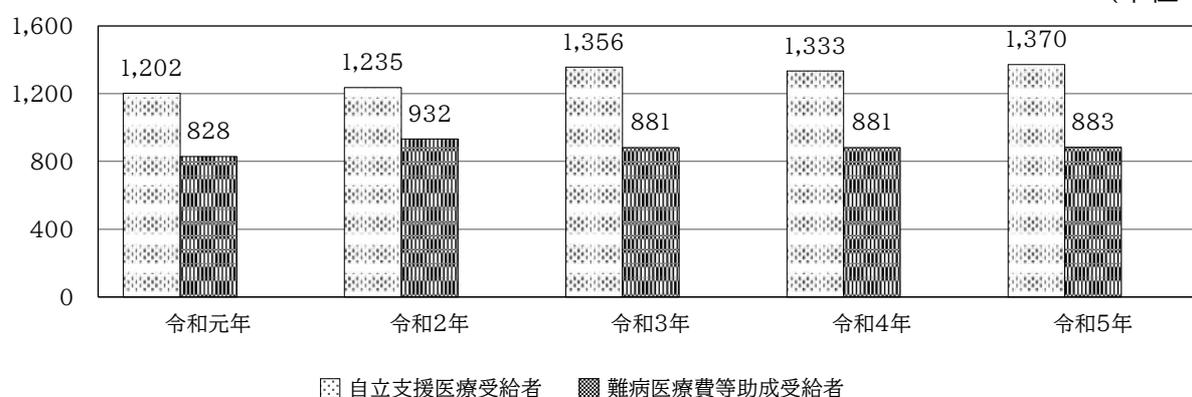
自立支援医療受給者数の推移をみると、令和4年度では一旦減少しましたが、令和5年度では再び増加し、1,370人となっています。

難病医療費等助成受給者数の推移をみると、年度によりばらつきはあるものの、令和元年度の828人から令和5年度では883人と55人増加しています。

しかし、助成の対象となる難病の範囲は年々拡大し、令和元年度以降だけでも2回の改訂が行われたことから、今後も拡大することが予想され、受給者数は増加していくことが考えられます。

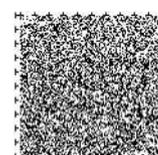
自立支援医療受給者、難病医療費等助成受給者の推移

(単位:人)



(各年4月1日現在)

¹² 障害者総合支援法第5条第22項に基づき、障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療をいい、更生医療、育成医療、精神通院医療に分かれる。



(5) 児童生徒の状況

市内計14校中、特別支援学級（固定学級）は小学校2校、中学校2校の計4校に設置され、通級¹³指導学級は1校、特別支援教室¹⁴は全ての学校に設置されています。

市内の特別支援学級¹⁵（固定学級）に通う児童生徒数は、令和3年度の194人をピークに近年は減少傾向で、令和5年度では小学校99人、中学校69人となっています。

特別支援学級の児童生徒数推移

(単位：人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特別支援 学級	小学校	71	88	98	101	99
	中学校	65	86	96	80	69
合計		136	174	194	181	168

(各年5月1日現在)

特別支援学校に通う武蔵村山市在住の児童生徒数は、年度によりばらつきはあるものの横ばいで推移しており、令和5年度では小学部38人、中学部28人となっています。

特別支援学校の児童生徒数推移

(単位：人)

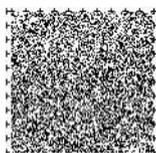
	障害種別	学部	令和	令和	令和	令和	令和
			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
羽村特別支援学校	知的	小学部	26	29	26	18	19
		中学部	10	12	17	22	22
村山特別支援学校	肢体不自由	小学部	5	6	7	11	13
		中学部	7	6	7	5	2
立川学園	聴覚のみ	小学部	6	6	7	6	6
		中学部	1	1	2	4	4
合計	小学部		37	41	40	35	38
	中学部		18	19	26	31	28

(各年5月1日現在)

¹³ 小・中学校の通常の学級に在籍している言語障害、難聴、自閉症、情緒障害、LD(学習障害)、ADHD(注意欠如/多動性障害)等の児童生徒に対して、各教科の指導は主として通常の学級で行いつつ、一人一人の障害に応じた特別の指導(「自立活動」等)を特別な教育の場で行う教育形態

¹⁴ 特別支援教室は、教育課程の大部分を在籍学級で学ぶことが可能だが、より円滑に集団生活に適応していくためには、対人関係等のスキル等に関して一部特別な指導(個別指導)を必要とする程度の児童が対象となり、拠点校に配置された指導教員が、各小学校の特別支援教室を巡回し、従来の情緒障害等通級指導学級と同様の指導を在籍校で行うもの。

¹⁵ 特別支援学級は、通常の学級における学習では、十分その効果を挙げるのが困難な児童・生徒のために特別に編成された学級



(6) 将来の予測

本計画期間におけるサービスの見込量及び事業量に反映させることを目的として、過去の障害者数の推移を基に、将来の障害者数の予測を行いました。

なお、「武蔵村山市第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる人口ビジョン（トレンド推計）に補正をして将来の人口を推計した上で、各手帳所持者などの予測値の推計を行いました。

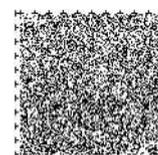
障害者(手帳所持者)等の実績と見込

(単位：人)

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人口 ^{※1}	72,277	72,000	71,615	71,236	71,564	71,643	71,857
身体障害者 手帳	2,373	2,297	2,292	2,272	2,211	2,152	2,083
愛の手帳 (療育手帳)	589	615	625	647	667	689	711
精神障害者 保健福祉手帳	641	667	715	737	769	801	836
自立支援医療 受給者 ^{※2}	1,235	1,356	1,333	1,370	1,440	1,468	1,492
難病医療費等 助成受給者 ^{※3}	932	881	881	883	896	899	901
合計	5,770	5,816	5,846	5,909	5,983	6,009	6,023
対人口比率 (%)	8.0%	8.1%	8.2%	8.3%	8.4%	8.4%	8.4%

※1 人口は、令和2年度から令和5年度までは各年度の4月1日基準の住民基本台帳、令和6年度以降は、「武蔵村山市第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる人口ビジョン（トレンド推計）に補正をして推計した将来の人口

※2、※3 自立支援医療受給者及び難病医療費等助成受給者数の令和2年度実績は4月1日現在、その他は10月1日現在(令和6年度以降は推計値)



2 障害者計画等策定のための意識調査結果

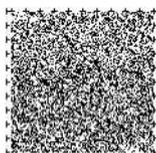
(1) 調査目的

本調査は、「武蔵村山市第六次障害者計画・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画」の策定に当たり、計画策定の基礎資料として、また、各種障害福祉施策を推進するための基礎資料として、市民意識等を把握すること等を目的として実施しました。

(2) 調査概要

調査に係る基礎情報及び回収結果は、以下のとおりです。

区分	概要			
①調査対象	身体障害者手帳所持者			378 件
	愛の手帳(療育手帳)所持者			103 件
	精神障害者保健福祉手帳所持者			112 件
	自立支援医療受給者			286 件
	難病(特定疾患)患者			121 件
②対象者数	18 歳以上			750 人
	18 歳未満			250 人
③調査方法	郵送による配布・回収			
④実施時期	令和 4 年 12 月 7 日(水)から 12 月 26 日(月)まで			
⑤回収結果	18 歳以上	330 件	有効回答率	44.0%
	18 歳未満	89 件		35.6%



(3) 障害者(18歳以上)の調査結果

① 回答者の属性について

回答者の手帳等の所持状況については、「身体障害者手帳」47.3%となり、「自立支援医療の受給」及び「精神障害者保健福祉手帳」が約2割を占めています。

手帳の重複状況については、身体障害者手帳所持者では「愛の手帳(療育手帳)」の重複割合が、愛の手帳所持者では「身体障害者手帳」の重複割合が、精神障害者保健福祉手帳所持者では「自立支援医療の受給」の重複割合が、自立支援医療受給者では「精神障害者保健福祉手帳」の重複割合が、難病医療費等助成受給者では「身体障害者手帳」の重複割合が、それぞれ多くなっています。

【手帳等の所持状況】

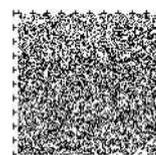
順位	全体	
	選択肢	回答割合
第1位	身体障害者手帳	47.3%
第2位	自立支援医療の受給	22.1%
第3位	精神障害者保健福祉手帳	19.1%
第4位	難病医療費など助成の受給	16.1%
第5位	愛の手帳(療育手帳)	10.3%

※重複回答有り

【手帳の重複状況】

順位	身体障害者手帳所持者		愛の手帳所持者		精神障害者保健福祉手帳所持者	
	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合
第1位	愛の手帳(療育手帳)	7.7%	身体障害者手帳	35.3%	自立支援医療の受給	52.4%
第2位	難病医療費など助成の受給	5.1%	精神障害者保健福祉手帳/自立支援医療の受給	各11.8%	愛の手帳(療育手帳)/難病医療費など助成の受給	各6.3%
第3位	自立支援医療の受給	3.2%				

順位	自立支援医療受給者		難病医療費など助成受給者	
	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合
第1位	精神障害者保健福祉手帳	45.2%	身体障害者手帳	15.1%
第2位	身体障害者手帳	6.8%	精神障害者保健福祉手帳/自立支援医療の受給	各7.5%
第3位	愛の手帳(療育手帳)/難病医療費など助成の受給	各5.5%		



② 生活について

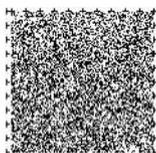
生活上の困りごとについては、身体障害者手帳所持者と愛の手帳所持者では、「将来の援助（介助・支援）のこと」が最も多く、それ以外の障害では「経済的なこと」が最も多くなっています。

【生活上の困りごと】

順位	身体障害者手帳所持者		愛の手帳所持者		精神障害者保健福祉手帳所持者	
	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合
第1位	将来の援助（介助・支援）のこと	25.6%	将来の援助（介助・支援）のこと	47.1%	経済的なこと	61.9%
第2位	経済的なこと	18.6%	経済的なこと	23.5%	就労のこと	47.6%
第3位	交通機関のこと	16.7%	就労のこと/地域の理解を得ること	20.6%	将来の援助（介助・支援）のこと/家庭生活のこと	各 33.3%

順位	自立支援医療受給者		難病医療費など助成受給者		全体	
	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合
第1位	経済的なこと	57.5%	経済的なこと	45.3%	経済的なこと	33.0%
第2位	就労のこと	43.8%	将来の援助（介助・支援）のこと	41.5%	将来の援助（介助・支援）のこと	30.3%
第3位	将来の援助（介助・支援）のこと	37.0%	交通機関のこと	26.4%	就労のこと	18.5%

※「特に困ったことはない」、「その他」は除く



③ 健康・医療・リハビリテーションについて

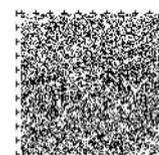
健康管理や医療時の困りごとについては、身体障害者手帳所持者では「専門的な治療を行っている医療機関が身近にない」が、愛の手帳所持者では「障害のため症状が正確に伝わらず、必要な治療が受けられない」が最も多く、それ以外の障害では「医療費の負担が大きい」が最も多くなっています。

【健康管理や医療時の困りごと】

順位	身体障害者手帳所持者		愛の手帳所持者		精神障害者保健福祉手帳所持者	
	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合
第1位	専門的な治療を行っている医療機関が身近にない	16.7%	障害のため症状が正確に伝わらず、必要な治療が受けられない	14.7%	医療費の負担が大きい	31.7%
第2位	医療費の負担が大きい	14.1%	医療費の負担が大きい	8.8%	専門的な治療を行っている医療機関が身近にない	23.8%
第3位	受診手続や案内など障害のある方への配慮が不十分	7.1%	専門的な治療を行っている医療機関が身近にない/近所に見てくれる医師がいない/受診手続や案内など障害のある方への配慮が不十分/通院する時に付添いをしてくれる人がいない	5.9%	近所に診てくれる医師がいない	15.9%

順位	自立支援医療受給者		難病医療費など助成受給者		全体	
	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合
第1位	医療費の負担が大きい	28.8%	医療費の負担が大きい	32.1%	医療費の負担が大きい	21.2%
第2位	専門的な治療を行っている医療機関が身近にない/近所に診てくれる医師がいない	各 19.2%	専門的な治療を行っている医療機関が身近にない	20.8%	専門的な治療を行っている医療機関が身近にない	17.3%
第3位	近所に診てくれる医師がいない		11.3%	近所に診てくれる医師がいない	9.7%	

※「特に困ったことはない」、「その他」は除く



④ 介助の状況について

主な介助者（支援者）については、「介助や支援は受けていない」を除くと、いずれの障害でも「同居している家族・親族」が最も多くなっています。

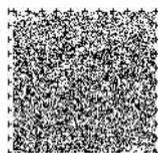
なお、愛の手帳所持者では「施設の職員」が26.5%と、他の障害より多くなっています。

【主な介助者(支援者)】

順位	身体障害者手帳所持者		愛の手帳所持者		精神障害者保健福祉手帳所持者	
	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合
第1位	介助や支援は受けていない	44.2%	同居している家族・親族	55.9%	同居している家族・親族	44.4%
第2位	同居している家族・親族	37.8%	施設の職員	26.5%	介助や支援は受けていない	34.9%
第3位	施設の職員	4.5%	介助や支援は受けていない	8.8%	施設の職員	7.9%

順位	自立支援医療受給者		難病医療費など助成受給者		全体	
	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合
第1位	同居している家族・親族	45.2%	介助や支援は受けていない	56.6%	介助や支援は受けていない	43.3%
第2位	介助や支援は受けていない	37.0%	同居している家族・親族	32.1%	同居している家族・親族	38.8%
第3位	施設の職員	5.5%	施設の職員	3.8%	施設の職員	6.1%

※「その他」は除く



⑤ 日中の過ごし方について

日中の過ごし方については、身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者及び難病医療費等助成受給者では、「主に自宅にいる（働いていない）」が最も多く、それ以外の障害では「働いている（福祉的就労¹⁶の場も含む）」が最も多くなっています。

なお、精神障害者保健福祉手帳所持者では、「主に自宅にいる（働いていない）」と「働いている（福祉的就労の場も含む）」が同じ割合となっています。

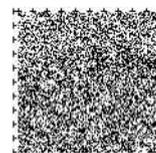
【日中の過ごし方】

順位	身体障害者手帳所持者		愛の手帳所持者		精神障害者保健福祉手帳所持者	
	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合
第1位	主に自宅にいる（働いていない）	55.1%	働いている（福祉的就労の場も含む）	50.0%	働いている（福祉的就労の場も含む） / 主に自宅にいる（働いていない）	各 42.9%
第2位	働いている（福祉的就労の場も含む）	24.4%	主に自宅にいる（働いていない）	11.8%		
第3位	日中一時支援・地域活動支援センターを利用している	4.5%	日中一時支援・地域活動支援センターを利用している/施設などで、生活訓練や機能訓練、就労訓練などを行っている	各 8.8%	施設などで、生活訓練や機能訓練、就労訓練などを行っている	6.3%

順位	自立支援医療受給者		難病医療費など助成受給者		全体	
	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合
第1位	働いている（福祉的就労の場も含む）	42.5%	主に自宅にいる（働いていない）	49.1%	主に自宅にいる（働いていない）	47.6%
第2位	主に自宅にいる（働いていない）	41.1%	働いている（福祉的就労の場も含む）	32.1%	働いている（福祉的就労の場も含む）	33.9%
第3位	施設などで、生活訓練や機能訓練、就労訓練などを行っている	6.8%	施設などで、生活訓練や機能訓練、就労訓練などを行っている/日中一時支援・地域活動支援センターを利用している/病院に入院している	各 3.8%	施設などで、生活訓練や機能訓練、就労訓練などを行っている	3.3%

※「その他」は除く

¹⁶ 一般企業での就労が困難な障害のある人が、各種の就労支援施設等で職業訓練等の支援を受けながら就労するための福祉サービス



⑥ 仕事上の困りごとについて

仕事上の困りごとについては、いずれの障害も「収入が少ない」が最も多くなっています。

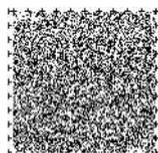
なお、精神障害者保健福祉手帳所持者では、「収入が少ない」と「体調管理が難しい」が同じ割合となっています。

【仕事上の困りごと】

順位	身体障害者手帳所持者		愛の手帳所持者		精神障害者保健福祉手帳所持者	
	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合
第1位	収入が少ない	39.5%	収入が少ない	47.1%	収入が少ない/体調管理が難しい	各 48.1%
第2位	体調管理が難しい/職場の人間関係	各 18.4%	職場の人間関係/通勤が大変	各 17.6%		
第3位					職場の人間関係/通勤が大変	各 33.3%

順位	自立支援医療受給者		難病医療費など助成受給者		全体	
	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合
第1位	収入が少ない	54.8%	収入が少ない	35.3%	収入が少ない	41.1%
第2位	職場の人間関係	38.7%	体調管理が難しい	23.5%	体調管理が難しい	25.9%
第3位	体調管理が難しい	35.5%	通勤が大変/仕事がつい	各 17.6%	通勤が大変	23.2%

※「特にない」、「その他」は除く



⑦ 将来の過ごし方について

将来の過ごし方については、いずれの障害も「家族と一緒に暮らしたい」が最も多くなっています。

なお、愛の手帳所持者では「グループホーム¹⁷などで暮らしたい」が20.6%と、他の障害より多くなっています。

【将来の過ごし方】

順位	身体障害者手帳所持者		愛の手帳所持者		精神障害者保健福祉手帳所持者	
	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合
第1位	家族と一緒に暮らしたい	63.5%	家族と一緒に暮らしたい	41.2%	家族と一緒に暮らしたい	46.0%
第2位	一人で暮らしたい	13.5%	グループホームなどで暮らしたい	20.6%	一人で暮らしたい	23.8%
第3位	わからない	9.6%	わからない	14.7%	わからない	11.1%

順位	自立支援医療受給者		難病医療費など助成受給者		全体	
	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合
第1位	家族と一緒に暮らしたい	57.5%	家族と一緒に暮らしたい	77.4%	家族と一緒に暮らしたい	62.4%
第2位	一人で暮らしたい	23.3%	一人で暮らしたい	9.4%	一人で暮らしたい	13.3%
第3位	グループホームなどで暮らしたい/ わからない	各4.1%	わからない	3.8%	わからない	9.4%

※「その他」は除く

¹⁷ 地域で共同生活を営むのに支障のない障害のある人に対し、主として夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他の日常生活上の援助を行い、自立生活力の向上を目指す。



将来の過ごし方の課題については、精神障害者保健福祉手帳所持者では「体調管理が難しい」、自立支援医療受給者では「賃金などが十分でない」が最も多く、それ以外の障害では「面倒を見てくれる人の衰え」が最も多くなっています。

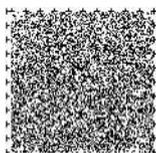
なお、愛の手帳所持者では「面倒を見てくれる人の衰え」が63.6%と、他の障害より多くなっています。

【将来の過ごし方の課題】

順位	身体障害者手帳所持者		愛の手帳所持者		精神障害者保健福祉手帳所持者	
	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合
第1位	面倒を見てくれる人の衰え	26.4%	面倒を見てくれる人の衰え	63.6%	体調管理が難しい	43.8%
第2位	体調管理が難しい	18.7%	賃金などが十分でない	27.3%	面倒を見てくれる人の衰え/働ける場所がない	各 40.6%
第3位	わからない	13.2%	働ける場所がない/相談できる場所がない	各 18.2%		

順位	自立支援医療受給者		難病医療費など助成受給者		全体	
	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合
第1位	賃金などが十分でない	32.4%	面倒を見てくれる人の衰え	30.8%	面倒を見てくれる人の衰え	31.0%
第2位	体調管理が難しい	29.7%	体調管理が難しい	28.2%	体調管理が難しい	21.7%
第3位	働ける場所がない	27.0%	働ける場所がない/わからない	各 20.5%	働ける場所がない/賃金などが十分でない	各 15.8%

※「特にない」、「その他」は除く



⑧ 外出や活動等について

外出時の困りごとについて、身体障害者手帳所持者及び難病医療費等助成受給者では「道路や建物・駅に階段や段差が多い」が、愛の手帳所持者では「自分の意思を伝えたり、コミュニケーションをとることがむずかしい」が、精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療受給者では「外出に費用がかかりすぎる」が最も多くなっています。

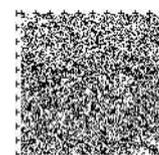
なお、愛の手帳所持者では「自分の意思を伝えたり、コミュニケーションをとることが難しい」が35.3%と、他の障害より多くなっています。

【外出時の困りごと】

順位	身体障害者手帳所持者		愛の手帳所持者		精神障害者保健福祉手帳所持者	
	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合
第1位	道路や建物・駅に階段や段差が多い	23.7%	自分の意思を伝えたり、コミュニケーションをとることがむずかしい	35.3%	外出に費用がかかりすぎる	22.2%
第2位	バスや電車の乗り降りが困難	16.0%	道路や建物・駅に階段や段差が多い/障害者用トイレが少ない	各 14.7%	自分の意思を伝えたり、コミュニケーションをとることがむずかしい	15.9%
第3位	障害者用トイレが少ない	15.4%			付き添ってくれる人がいない	12.7%

順位	自立支援医療受給者		難病医療費など助成受給者		全体	
	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合
第1位	外出に費用がかかりすぎる	20.5%	道路や建物・駅に階段や段差が多い	28.3%	道路や建物・駅に階段や段差が多い	17.0%
第2位	自分の意思を伝えたり、コミュニケーションをとることがむずかしい	11.0%	外出に費用がかかりすぎる	15.1%	外出に費用がかかりすぎる	11.2%
第3位	付き添ってくれる人がいない/歩道が整備されていない	各 8.2%	障害者用トイレが少ない	13.2%	障害者用トイレが少ない	10.9%

※「特に困ることはない」、「その他」は除く



⑨ コミュニティ(地域)について

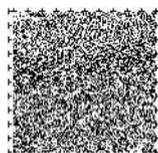
共生社会に必要なことについては、身体障害者手帳所持者では「障害についての理解が深められるよう、情報提供を充実させる」が、愛の手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者では「学校教育の中で、障害や福祉に関する学習を充実させる」が、自立支援医療受給者では「障害のある方が自分から進んで行動できる環境（制度など）を整える」が、難病医療費など助成受給者では「障害のある方と障害のない方が交流する機会を設ける」が最も多くなっています。

【共生社会に必要なこと】

順位	身体障害者手帳所持者		愛の手帳所持者		精神障害者保健福祉手帳所持者	
	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合
第1位	障害についての理解が深められるよう、情報提供を充実させる	30.8%	学校教育の中で、障害や福祉に関する学習を充実させる	41.2%	学校教育の中で、障害や福祉に関する学習を充実させる	41.3%
第2位	障害のある方が自分から進んで行動できる環境（制度など）を整える	30.1%	障害のある方が自分から進んで行動できる環境（制度など）を整える	35.3%	障害のある方が自分から進んで行動できる環境（制度など）を整える/障害についての理解が深められるよう、情報提供を充実させる	各 38.1%
第3位	学校教育の中で、障害や福祉に関する学習を充実させる	26.9%	障害についての理解が深められるよう、情報提供を充実させる/障害のある方と障害のない方が交流する機会を設ける	各 29.4%		

順位	自立支援医療受給者		難病医療費など助成受給者		全体	
	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合
第1位	障害のある方が自分から進んで行動できる環境（制度など）を整える	41.1%	障害のある方と障害のない方が交流する機会を設ける	43.4%	障害のある方が自分から進んで行動できる環境（制度など）を整える	33.9%
第2位	学校教育の中で、障害や福祉に関する学習を充実させる	37.0%	学校教育の中で、障害や福祉に関する学習を充実させる	35.8%	学校教育の中で、障害や福祉に関する学習を充実させる	32.4%
第3位	障害についての理解が深められるよう、情報提供を充実させる	32.9%	障害のある方が自分から進んで行動できる環境（制度など）を整える	30.2%	障害についての理解が深められるよう、情報提供を充実させる	31.8%

※「その他」は除く



⑩ 防災対策について

災害時の困りごとについては、愛の手帳所持者では「他人と一緒に避難所にいられない」が最も多く、それ以外の障害では「避難所の設備（トイレなど）について不安」が最も多くなっています。

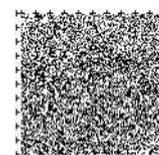
なお、難病医療費など助成受給者では「避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安」が49.1%と、他の障害より多くなっています。

【災害時の困りごと】

順位	身体障害者手帳所持者		愛の手帳所持者		精神障害者保健福祉手帳所持者	
	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合
第1位	避難所の設備（トイレなど）について不安	44.2%	他人と一緒に避難所にいられない	38.2%	避難所の設備（トイレなど）について不安	38.1%
第2位	避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安	40.4%	避難所の設備（トイレなど）について不安	29.4%	他人と一緒に避難所にいられない/ 避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安	各 34.9%
第3位	他人と一緒に避難所にいられない	16.7%	通勤、通学、通所の途中で災害にあった場合の対応がわからない	23.5%		

順位	自立支援医療受給者		難病医療費など助成受給者		全体	
	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合
第1位	避難所の設備（トイレなど）について不安	37.0%	避難所の設備（トイレなど）について不安	52.8%	避難所の設備（トイレなど）について不安	40.6%
第2位	他人と一緒に避難所にいられない	28.8%	避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安	49.1%	避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安	35.2%
第3位	避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安	23.3%	近所に頼れる人がいない	20.8%	他人と一緒に避難所にいられない	19.7%

※「特に困ることはない」、「その他」は除く



⑪ 障害者の権利擁護¹⁸について

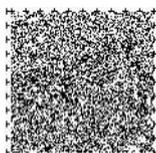
障害による差別等の経験については、身体障害者手帳所持者では「障害を理由とした不採用や解雇があった」が、難病医療費など助成受給者では「バス、電車、タクシーの乗員の対応で、不愉快な思いをした」が最も多く、それ以外の障害では「学校、職場、施設などで不当な扱いを受けた」が最も多くなっています。

【障害による差別等の経験】

順位	身体障害者手帳所持者		愛の手帳所持者		精神障害者保健福祉手帳所持者	
	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合
第1位	障害を理由とした不採用や解雇があった	7.7%	学校、職場、施設などで不当な扱いを受けた	23.5%	学校、職場、施設などで不当な扱いを受けた	28.6%
第2位	近所の人達の対応で、不愉快な思いをした	7.1%	近所の人達の対応で、不愉快な思いをした	14.7%	バス、電車、タクシーの乗員の対応で、不愉快な思いをした	17.5%
第3位	バス、電車、タクシーの乗員の対応で、不愉快な思いをした	5.8%	バス、電車、タクシーの乗員の対応で、不愉快な思いをした/入所・通所している施設職員及び他の利用者の対応で、不愉快な思いをした/ホームヘルパーやガイドヘルパーなどの対応で、不愉快な思いをした	各 8.8%	相談機関・相談窓口に行った時、職員の対応で不愉快な思いをした	15.9%

順位	自立支援医療受給者		難病医療費など助成受給者		全体	
	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合
第1位	学校、職場、施設などで不当な扱いを受けた	16.4%	バス、電車、タクシーの乗員の対応で、不愉快な思いをした	7.5%	学校、職場、施設などで不当な扱いを受けた	10.6%
第2位	相談機関・相談窓口に行った時、職員の対応で不愉快な思いをした	9.6%	相談機関・相談窓口に行った時、職員の対応で不愉快な思いをした/障害を理由とした不採用や解雇があった/入所・通所している施設職員及び他の利用者の対応で、不愉快な思いをした/病院などで診察を断られた	各 3.8%	バス、電車、タクシーの乗員の対応で、不愉快な思いをした	7.6%
第3位	バス、電車、タクシーの乗員の対応で、不愉快な思いをした	8.2%			障害を理由とした不採用や解雇があった	7.3%

※「特にない」、「その他」は除く



¹⁸ 知的障害、精神障害や認知症等のため、自らの権利やニーズを表明することが困難な人に代わってその権利やニーズの表明を行うこと。
また、弱い立場にある人々の人権侵害(虐待や財産侵害等)が起きないようにすること。

⑫ 情報提供や普段の相談について

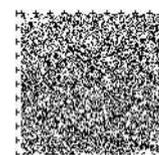
福祉サービス利用時の困りごとについては、いずれの障害も「どんなサービスがあるのか知らない」が最も多くなっています。

【福祉サービス利用時の困りごと】

順位	身体障害者手帳所持者		愛の手帳所持者		精神障害者保健福祉手帳所持者	
	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合
第1位	どんなサービスがあるのか知らない	25.0%	どんなサービスがあるのか知らない	23.5%	どんなサービスがあるのか知らない	41.3%
第2位	わからない	16.0%	事業者情報が不十分	17.6%	わからない	27.0%
第3位	事業者情報が不十分	9.6%	どの事業者が良いのかわからない/ わからない	各 11.8%	どの事業者が良いのかわからない	14.3%

順位	自立支援医療受給者		難病医療費など助成受給者		全体	
	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合
第1位	どんなサービスがあるのか知らない	38.4%	どんなサービスがあるのか知らない	39.6%	どんなサービスがあるのか知らない	33.0%
第2位	わからない	24.7%	どの事業者が良いのかわからない/ わからない	各 13.2%	わからない	19.1%
第3位	どの事業者が良いのかわからない/ 事業者情報が不十分/ サービスの支給量が少ない、 支給期間が短い	各 8.2%			どの事業者が良いのかわからない	9.1%

※「特に困ったことはない」、「その他」は除く



⑬ 障害者施策全般について

今後の重要な市の施策については、愛の手帳所持者では「地域で生活できる住宅の整備（グループホームなど）」が、難病医療費など助成受給者では「暮らしやすいまちづくり（道路の段差解消、点字ブロックの整備、案内表示など）」が最も多く、それ以外の障害では「経済的な援助の充実（医療費の補助、手当・年金の拡充など）」が最も多くなっています。

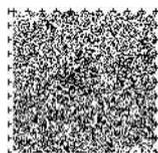
なお、精神障害者保健福祉手帳所持者では「相談体制の充実（生活相談、療育相談、職業相談など）」が52.4%と、他の障害より多くなっています。

【今後重要な市の施策】

順位	身体障害者手帳所持者		愛の手帳所持者		精神障害者保健福祉手帳所持者	
	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合
第1位	経済的な援助の充実（医療費の補助、手当・年金の拡充など）	32.7%	地域で生活できる住宅の整備（グループホームなど）	41.2%	経済的な援助の充実（医療費の補助、手当・年金の拡充など）	57.1%
第2位	暮らしやすいまちづくり（道路の段差解消、点字ブロックの整備、案内表示など）	28.8%	相談体制の充実（生活相談、療育相談、職業相談など）/入所設備の整備	各 35.3%	相談体制の充実（生活相談、療育相談、職業相談など）	52.4%
第3位	住宅の整備・改造のための支援	23.1%			働く機会の充実（職業訓練の実施、働く場の確保など）	41.3%

順位	自立支援医療受給者		難病医療費など助成受給者		全体	
	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合	選択肢	回答割合
第1位	経済的な援助の充実（医療費の補助、手当・年金の拡充など）	52.1%	暮らしやすいまちづくり（道路の段差解消、点字ブロックの整備、案内表示など）	37.7%	経済的な援助の充実（医療費の補助、手当・年金の拡充など）	38.8%
第2位	相談体制の充実（生活相談、療育相談、職業相談など）	41.1%	経済的な援助の充実（医療費の補助、手当・年金の拡充など）	34.0%	相談体制の充実（生活相談、療育相談、職業相談など）	27.3%
第3位	働く機会の充実（職業訓練の実施、働く場の確保など）	38.4%	災害時における避難誘導体制の確立	26.4%	暮らしやすいまちづくり（道路の段差解消、点字ブロックの整備、案内表示など）	27.0%

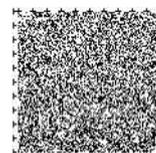
※「特にない」、「その他」は除く



⑭ 自由回答

代表的な意見を一部抜粋し、原文のまま掲載しています。

項目：件数	内容
サービス・支援：19件	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障害と知的障害の支援制度の違いがあってわかりにくい。 ○就労移行支援事業所を利用しています。市街の為交通費が負担です。生活保護を受けていなくても支給して頂ければよいと思います。 ○障害の区分が大きすぎて、各個人に合わせたサービスが受けられない。 ○障害のある子どもと接する機会を社会福祉士等資格のある人だけでなく、資格がない大人の障害者もボランティアから参加（相談等を受ける）できる場があればいいと思う。子ども達の親も実際に自分の子どもがどのように成長し、生活していくのか考えるきっかけになると思う。
施設・職員：16件	<ul style="list-style-type: none"> ○道路の整備。段差をなくしてほしい。 ○学習・発達障害のある子どもに向けた学習塾があれば良いと思った。 ○両親が年老いた時、スムーズに入所できる施設等の充実をお願いしたいと思います。 ○図書館の充実をお願いします。出来れば市内に中央図書館を作って頂きたい（新築でなくてよいから）。本を充実させてほしい。図書館が充実すれば、そこで学ぶ子供たち大人たちも増え、市内の学力の底上げに将来的ではありますが、つながります。
教育：6件	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉の制度はとても分かりづらく教えてもらうまで知らずに過ごしていた。障害の有無にかかわらず教育に力を入れるべきだと考える。村山の子どもは低学力が心配。 ○人間関係の理解と充実した生活を送るため、人生の教育を受けた人が何が大切かを経験していくことが指導できるアドバイスを作ってほしいと思います。 ○健常者と障害者が互いに理解し共に生活の出来る市が理想です。 ○障害者が身の回りにいることに、特別な考えを持たなくても出しゃばり過ぎない、程よい手助けをみんなが当たり前でできれば。そうなるように教育が必要。
その他：12件	<ul style="list-style-type: none"> ○この3年間コロナの為、自宅外にあまり出ることなく、じっと我慢の生活でしたので、特別な意見は考えたことはありません。 ○福祉は社会全体からリスクを低減し、より大きな事件・事故・保険や医療費の発生を防ぐ効果がある。おりしもワクチンに対するナンセンスな抵抗があったが、予防としての施策に理解を得られるよう努力してほしい。 ○障害者と健常者を無理に同じ空間に置くと、差別・いじめは絶対に起きます。そのせいで心が傷を負うのは見たくありません。差別ではなく。区別は必要と私は思います。そしていじめの根絶を切に願います。私のような人をもう増やさないでください。予算も減っていくはずで。



(4) 障害児(18歳未満)の調査結果

① 回答者の属性

障害児(18歳未満)の手帳等の所持状況については、「愛の手帳(療育手帳)」が60.7%、「身体障害者手帳」が24.7%、「自立支援医療の受給」が11.2%となっています。

【手帳等の所持状況】

順位	全体	
	選択肢	回答割合
第1位	愛の手帳(療育手帳)	60.7%
第2位	身体障害者手帳	24.7%
第3位	自立支援医療の受給	11.2%

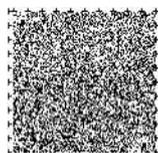
② 生活について

生活上の困りごとについては、「進路や就職のこと」が34.8%と最も多く、次いで、「親が亡くなった後の過ごし方」が30.3%と、将来についての項目が高くなっています。

【生活上の困りごと】

順位	全体	
	選択肢	回答割合
第1位	進路や就職のこと	34.8%
第2位	親が亡くなった後の過ごし方	30.3%
第3位	思うように意思疎通ができないこと	27.0%

※「特にない」、「その他」は除く



③ 健康・医療・リハビリテーションについて

病院にかかる際の困りごとについては、「専門的な治療を行っている病院が近くにない」及び「障害があることで医師に症状が正確に伝えられない」がともに14.6%、「近所に診てくれる病院がない」が9.0%となっています。

【病院にかかる際の困りごと】

順位	全体	
	選択肢	回答割合
第1位	専門的な治療を行っている病院が近くにない/障害があることで医師に症状が正確に伝えられない	各 14.6%
第2位		
第3位	近所に診てくれる病院がない	9.0%

※「特に困ったことはない」、「その他」は除く

④ 介助の状況について

主な介助者（支援者）については、「親」が93.2%と大半を占め、「ホームヘルパー」が2.3%となっています。

【主な介助者(支援者)】

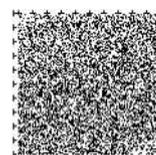
順位	全体	
	選択肢	回答割合
第1位	親	93.2%
第2位	ホームヘルパー	2.3%
第3位		

※「その他」は除く

主な介助者（支援者）の困りごとについては、「将来の見通しに不安がある」が51.1%と最も多く、次いで、「体力的に心配がある」が36.2%、「休みが十分に取れない」及び「介助（支援）する代わりに人がいない」がともに34.0%と続いています。

【主な介助者(支援者)の困りごと】

順位	全体	
	選択肢	回答割合
第1位	将来の見通しに不安がある	51.1%
第2位	体力的に心配がある	36.2%
第3位	休みが十分に取れない/介助（支援）する代わりに人がいない	各 34.0%



⑤ 日中の過ごし方について

通園や通学（日中活動の場）での困りごとについては、「通うのが大変」が11.7%と最も多く、次いで、「介助・支援体制が不十分」が7.8%、「学校など受け入れ側の理解や配慮の不足」、「まわりの人たちの理解や配慮の不足」及び「人間関係がうまくいかない」がともに6.5%と続いています。

【通園や通学での困りごと】

順位	全体	
	選択肢	回答割合
第1位	通うのが大変	11.7%
第2位	介助・支援体制が不十分	7.8%
第3位	学校など受け入れ側の理解や配慮の不足/まわりの人たちの理解や配慮の不足/人間関係がうまくいかない	各6.5%

⑥ 将来の過ごし方について

将来の過ごし方については、「家族と一緒に暮らしたい」が48.3%と最も多く、次いで、「わからない」が14.6%、「一人で暮らしたい」が13.5%と続いています。

【将来の過ごし方】

順位	全体	
	選択肢	回答割合
第1位	家族と一緒に暮らしたい	48.3%
第2位	わからない	14.6%
第3位	一人で暮らしたい	13.5%

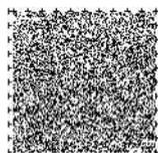
※「その他」は除く

将来の過ごし方の課題については、「面倒を見てくれる人の衰え」が45.8%と最も多く、次いで、「障害のある方に適した住居がない」が29.2%、「働ける場所がない」及び「賃金などが十分でない」がともに27.1%と続いています。

【将来の過ごし方の課題】

順位	全体	
	選択肢	回答割合
第1位	面倒を見てくれる人の衰え	45.8%
第2位	障害のある方に適した住居がない	29.2%
第3位	働ける場所がない/賃金などが十分でない	各27.1%

※「特にない」、「その他」は除く



⑦ 外出や活動等について

外出時の困りごとについては、「自分の意思を伝えたり、コミュニケーションをとることがむずかしい」が23.6%と最も多く、次いで、「道路や建物・駅に階段や段差が多い」が15.7%、「外出に費用がかかりすぎる」が14.6%と続いています。

【外出時の困りごと】

順位	全体	
	選択肢	回答割合
第1位	自分の意見を伝えたり、コミュニケーションをとることがむずかしい	23.6%
第2位	道路や建物・駅に階段や段差が多い	15.7%
第3位	外出に費用がかかりすぎる	14.6%

※「特に困ることはない」、「その他」は除く

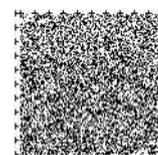
⑧ 防災対策について

災害時の困りごとについては、「通学、通所の途中で災害にあった場合の対応がわからない」が34.8%と最も多く、次いで、「他人と一緒に避難所にいられない」が24.7%、「避難所の設備（トイレなど）について不安」が21.3%と続いています。

【災害時の困りごと】

順位	全体	
	選択肢	回答割合
第1位	通学、通所の途中で災害にあった場合の対応がわからない	34.8%
第2位	他人と一緒に避難所にいられない	24.7%
第3位	避難所の設備（トイレなど）について不安	21.3%

※「特に困ることはない」、「その他」は除く



⑨ 障害者の権利擁護について

障害による差別等の経験については、「学校での対応」が19.1%と最も多く、次いで、「バス、電車、タクシーでの対応」が14.6%、「ホテル、公衆浴場、飲食店での対応」が12.4%と続いています。

【障害による差別等の経験】

順位	全体	
	選択肢	回答割合
第1位	学校での対応	19.1%
第2位	バス、電車、タクシーでの対応	14.6%
第3位	ホテル、公衆浴場、飲食店での対応	12.4%

※「特にない」、「その他」は除く

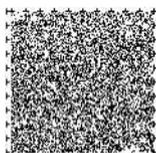
⑩ 障害者施策全般について

障害のある子どもの成長に重要なことでは、「学校の先生や職員の理解」が62.9%と最も多く、次いで、「進学や就職に向けた情報提供」が60.7%、「障害のある方・子どもに対するサービス提供の充実」が53.9%と続いています。

【障害のある子どもの成長に重要なこと】

順位	全体	
	選択肢	回答割合
第1位	学校の先生や職員の理解	62.9%
第2位	進学や就職に向けた情報提供	60.7%
第3位	障害のある方・子どもに対するサービス提供の充実	53.9%

※「特にない」、「その他」は除く

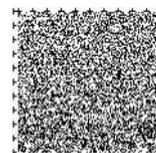


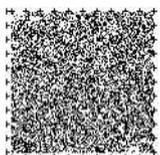
⑪ 自由回答

代表的な意見を一部抜粋し原文のまま掲載しています。

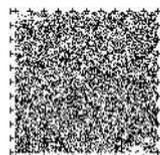
項目：件数	内容
サービス・支援：14件	<ul style="list-style-type: none"> ○児童発達支援の受け皿が少なく、選択すらできない。 ○他区市町村の中には充実した社会サービスを受けられるところがあります。是非そういった所の良い所をまねて、導入をして頂けたらと願っています。他区市町村なら受けられたはずのサービスが当市では受けられないという事がなくなり、平等に受けられるようになってほしいと切実に願っています。 ○精神障害の級によって、サービスを受けられなかったり、援助がなかったり、金銭的（経済的）に大変困っています。 ○おむつ支給1日3枚では足りません。パットは動いて外れるので使えません。もう少し多めに支給してほしいです。
施設：9件	<ul style="list-style-type: none"> ○障害があっても習い事や塾等もっと行きやすくなってくれたらいいなと思います。 ○障害のある子どもが通学できる小・中・高校をもっと増やしてほしい。 ○インクルーシブ¹⁹公園があると、障害がある子どもたちも楽しく過ごせるようになりそう。 ○障害者・児も気軽に行ける病院の提供。障害者もサッカーや野球を習いたい。
教育：5件	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校・中学校の授業に、バリアフリーや障害者への理解・不便さ・手助け等やってほしい。そしたら向こうもどこまで手助けできるか行動できると思います。 ○子どもに対しての理解ができていない先生とそうではない人の差がまだまだだと思います。息子が悩んだりしてしまう事が多いのももう少し寄り添って話を根気強く聞いてくれたらいいなと思ってます。 ○インクルーシブ教育を市内でも行ってほしい（学校）。市内の小中学校の教育が、支援級と通常級でほぼ離れていることが良くないと思う。各種、申請書類のわかりにくさ。字も小さく、説明わかりにくいところあり。本人もわかる書き方等、対応の工夫を願いたい。
その他：4件	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者の予後、二次障害等を起こさないようにするためにも、地域の支援級での適切な理解・知識が早急に必要と感じます。まだまだ無知な方が多い現状を感じます。 ○難病の証明書もほしい。 ○カバンとかにつけられる難病のキーホルダーもほしい。 ○他の市に比べると、武蔵村山市の福祉センターの職員さんは親身に話を聞いてくれると思っています。いつもありがとうございます。

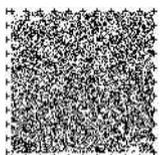
¹⁹ 「包括的な」、「包み込む」という意味の言葉、あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合うという意味で使われる。





第3章 計画の基本的な考え方





1 計画の基本理念

障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた土地で、自分らしく、助け合いながら暮らし続けることができる地域をつくっていくことが重要です。

本市の最上位計画である「武蔵村山市第五次長期総合計画」に掲げる『健康で明るく暮らせるまちづくり』の実現に向け、現行の武蔵村山市第五次障害者計画・第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画の基本理念を踏襲し、「障害のある人もない人も、お互いに尊重し、支え合いながら、地域でともに暮らせるまちづくり」を基本理念とし、障害者施策における市民・地域・市の共通の目標としていきます。

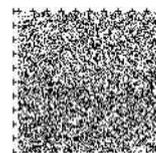
【基本理念】

**障害のある人もない人も、お互いに尊重し、
支え合いながら、地域でともに暮らせるまちづくり**

計画の対象（「障害のある人」の範囲）

本計画では、“障害のある人（障害者）”を、身体障害、知的障害、精神障害のある人のほか、「難病等に起因する身体又は精神上の障害を有する人であって、継続的に生活上の支障がある人」並びに発達障害者支援法の規定に基づき「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害のある人及び高次脳機能障害のある人」も精神障害者として、本計画の施策の対象とします。

なお、「障害児」は、児童福祉法で規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満を対象とします。



2 計画の基本視点

計画の「基本理念」を実現するために、意識調査結果等に基づく現状分析を踏まえ、武蔵村山市第五次障害者計画・第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画の基本理念を踏襲し、次の4つの「基本視点」を設定しました。

本計画では、この4つの視点に留意しながら施策を推進していくこととします。

基本視点1	障害のある人の人権と自己決定・自己選択の尊重 ～自分らしくいきいきと～
--------------	--

共生社会においては、障害のある人も社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担することが求められます。

本市では、障害のある人の意思に基づいて、その人に合った形で自立した生活を自分らしく送ることができるよう、支援していきます。

基本視点2	利用者本位の支援 ～一人一人を大切に～
--------------	--------------------------------

国では、障害保健福祉施策においてサービスの在り方を自己決定、利用者本位の生活支援体制の構築に向けた法改正をこれまで行ってきました。

本市でも、障害のある人一人一人の細かなニーズに対応できるように、利用者の生き方・ライフスタイルを尊重し、本人の手助けとなるような援助やサービスの提供を進めます。

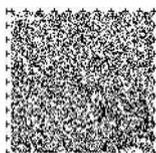
基本視点3	地域の人々との協働 ～支え合い、助け合う～
--------------	----------------------------------

障害のある人やその家族、関係機関・団体等だけでなく、地域の人たちや事業所等多くの人たちの参画のもと、互いに支え合い、地域や家庭で安心して暮らせるまちづくりにみんなで取り組んでいきます。

また、障害のある人も支援を受けるだけでなく、その意思に基づいて自らも主体的・積極的に社会参加していけるよう進めていきます。

基本視点4	施設や人材の広域的確保と障害のある人の選択肢の拡充 ～広い枠組みで～
--------------	---

専門職の育成等本市だけでは対応が困難な問題や広域的に取り組むことによって一層効果的なものとなるサービス等については、東京都や近隣の市町村、関係機関等、より広範な連携の下で取り組んでいき、障害のある人が必要とする支援の実現に努めます。また、学校卒業後の進路や就職、福祉サービス等で選択する場面において、当事者がより多い選択肢の中から選ぶことができるよう、選択肢の拡充に努めます。



3 計画の基本目標

「基本理念」の内容を実現するための本計画の基本目標を、次の4つとし、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

基本目標1 障害のある人も安心して暮らせるまちづくり

障害のある人への差別や偏見をなくし、障害への配慮が行き届き、障害の有無にかかわらず、共に安心して暮らせる地域社会づくりを進めます。

また、障害のある人も安全・安心に暮らすことができるように、道路や公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザインを一層推進するとともに、防災・防犯対策の充実を図り、誰もが安心して快適に暮らしていただける生活環境を整備していきます。

基本目標2 支援が必要な子どもも地域で健やかに育つまちづくり

障害のある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすため、早期の療育支援²⁰や子どもの特性に合った指導が適切に行われるよう、障害の早期発見、早期療育のための体制の充実に努めます。

また、障害のある子どもを受け入れる保育施設、学校施設等の環境の改善に努めます。

基本目標3 障害のある人も自立して生活できる環境づくり

住まい、住環境の改善や福祉サービス、コミュニケーションサービス等様々な生活支援策が受けられるよう、量的・質的な充実を図り、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。

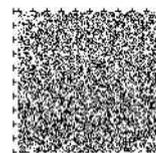
また、障害の種別にかかわらず、住み慣れた地域や家庭で安心して自立生活を続けられるよう、一人一人の状況に応じた、きめ細かな相談支援ができる体制を築きます。

基本目標4 就労・社会参加による生きがいづくり

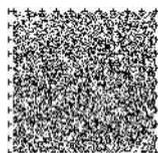
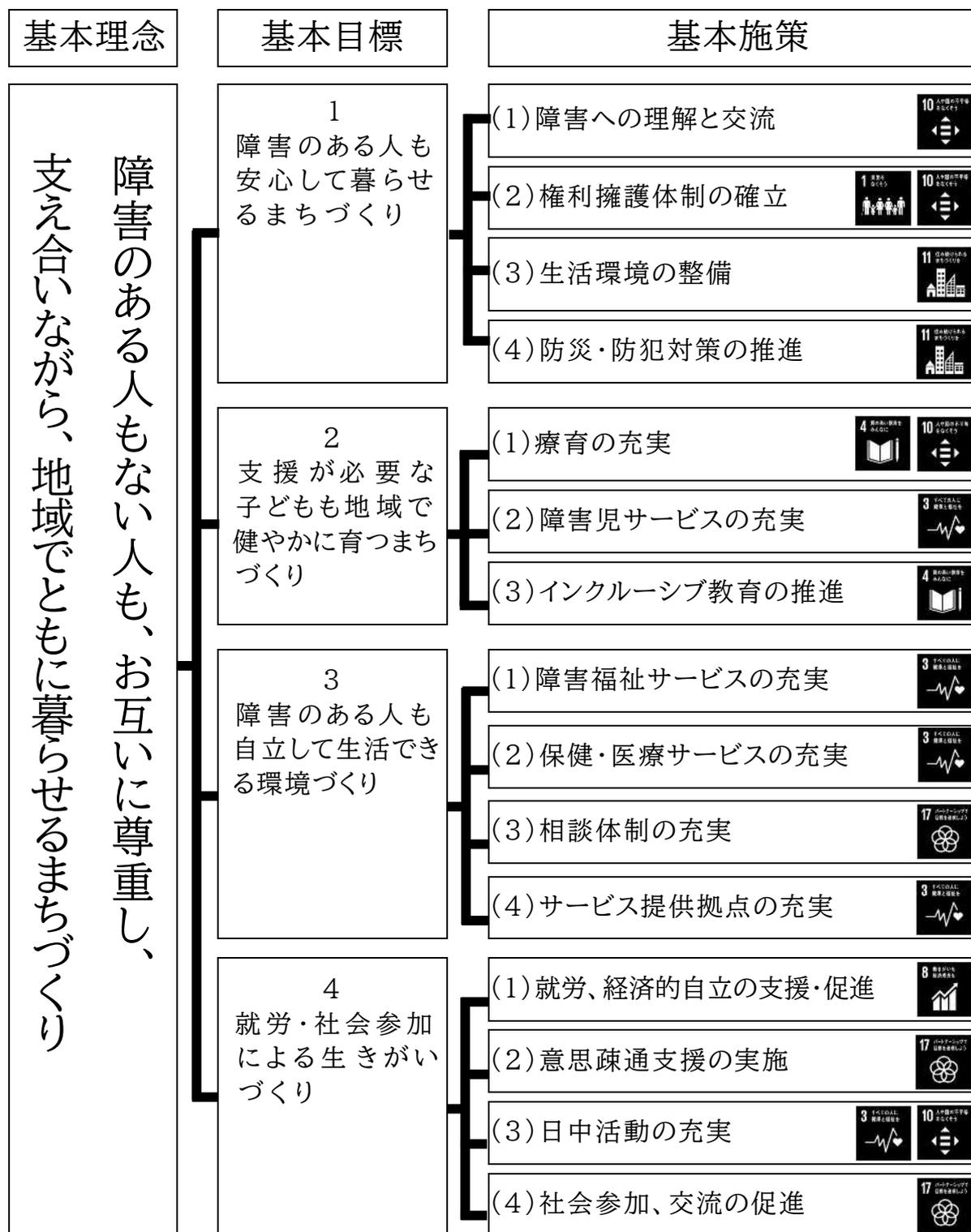
「自立した地域生活の維持及び継続」を達成するためには、障害者の就労をはじめとし、様々な社会参加を推進する取組が必要です。

障害のある人も、障害のない人とともに、社会の様々な分野に積極的に参加できる環境を実現するために、障害のある人に対する就労支援や学習機会の提供、地域活動への参加を促す取組等を後押しする施策を推進していきます。

²⁰ 障害のある子どもやその可能性がある子どもに対して、一人一人の障害特性や発達状況に合わせて、困りごとの解決と将来の自立、社会参加等を目指して行う支援・サポートを行うこと。

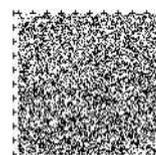


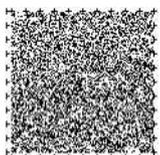
4 計画の体系



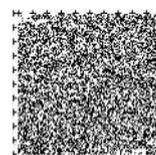
具体的な取組

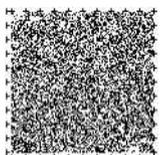
- ➡ P51 広報・啓発活動、公的機関における障害のある人への配慮、ボランティア活動の推進、見守り・支え合い活動の推進、特別支援学校と市内小・中学校の交流、心身障害者(児)スポーツ教室の実施
- ➡ P54 権利擁護の推進、成年後見制度の周知、福祉総合相談窓口の実施、市民なやみごと相談窓口の実施、虐待防止施策の実施、障害者差別解消法の啓発
- ➡ P56 給付事業、公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進、道路・交通環境の整備、立川都市計画事業武蔵村山都市核土地地区画整理事業
- ➡ P58 緊急(救急)通報システムの運用、火災安全システムの運用、避難行動要支援者対策、防犯対策、ヘルプバンドナ・ヘルプマーク・ヘルプカードの配布、福祉避難所の活用
- ➡ P60 発達健診の実施、心理経過観察事業の実施、発達障害児等への支援、発達障害のある人の支援の仕組みづくりの研究・検討、療育体制、保育体制、児童発達支援、発達障害のある人の家庭支援の推進、発達障害児に関する相談等
- ➡ P62 児童発達支援(再掲)、障害児相談支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービスの質的向上
- ➡ P64 特別支援教室での運営
- ➡ P65 訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、補装具の貸与・修理、身体障害者福祉センターの運営、移動手手段の確保、計画相談支援
- ➡ P68 健康づくり拠点、歯科医療連携推進事業、発達健診の実施(再掲)、難病患者等に対する支援、こころの健康の普及・啓発、ゲートキーパー研修及び講演会
- ➡ P70 相談事業、相談員の活用の促進、情報提供、介助者への支援、声の広報作成及び点字版市報の作成等、基幹相談支援センターの設置
- ➡ P73 「身体障害者福祉センター」の管理・運営、グループホームの整備促進、サービス提供施設の確保、グループホームの家賃助成、基幹相談支援センターの設置(再掲)
- ➡ P75 各種手当等、就労支援センター、就業相談、情報提供、公共施設における就労の場の確保、福祉的就労場所の確保
- ➡ P77 手話通訳者・要約筆記者の派遣等、コミュニケーション支援人材の養成、音声コードの普及等
- ➡ P79 日中活動系サービス(再掲)、福祉的就労場所の確保(再掲)、地域活動支援センター、補装具の貸与・修理(再掲)
- ➡ P81 特別支援学校と市内小・中学校の交流(再掲)、生涯学習環境の整備、心身障害者(児)スポーツ教室の実施(再掲)





第4章 施策の展開（第六次障害者計画）





基本目標 1 障害のある人も安心して暮らせるまちづくり

(1) 障害への理解と交流

【現状と課題】

障害者基本法では、身体、知的、精神の3障害に加え、難病、発達障害及びその他心身の機能に障害のある人がその定義に加えられており、多様な障害に対する理解を広めていくことが求められています。

障害のある人の権利擁護のための法整備も進んできており、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として平成28年4月1日から施行された障害者差別解消法では、行政機関や民間事業者に対して、障害のある人への差別的取扱いが禁止されました。

また、障害のある人への合理的配慮²¹の不提供の禁止を行政機関には法的義務とし、民間事業者には努力義務としていましたが、令和3年の改正において、令和6年4月1日から民間事業者にも義務化されることとなりました。

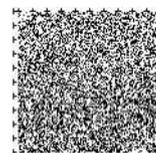
しかしながら、市民意識調査の結果をみると、障害について理解や配慮があり、よかったと感じることが「ある」と回答した人は16.7%と、「ない」と回答した人の66.4%を大きく下回っており、障害のある人となない人がお互いに理解し合い、ともに生きる社会をつくっていくためには、障害のある人も自ら進んで行動できる環境を整えることが必要であるとの意見が最も多くなっています。

そのためには、地域での交流活動を推進していくことが必要です。

身近な地域で日常的に交流を深めていくためにも、障害者団体や事業所等との連携・協力により、多様な機会を通じて地域住民とふれあい、障害のある人も積極的に社会活動に参画できるよう支援していく必要があります。

また、障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて、市民の障害への理解、差別や偏見の解消のため、周知啓発を行っていくことが必要です。

²¹ 行政機関等及び事業者が、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないもの。



【方向性】

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害に関する周知・啓発、障害のある人との交流等を通じて、障害に対する理解を促進するとともに、社会的障壁の除去を必要としている場合の合理的配慮の実践に向けた取組を推進します。

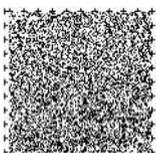
さらに、地域の中で障害のある人をサポートできるボランティアの活動等を推進し、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

【今後の取組】

No	具体的事業	今後の方針	取組内容	担当課
1	広報、啓発活動	充実	障害そのものや障害のある人への理解を促進するため、声の広報の作成・ホームページのウェブアクセシビリティ ²² の確保がなされた記事掲載や、講演会等を実施します。令和6年度から合理的配慮の提供が民間事業者にも義務化されることに伴い、市民及び民間事業者だけでなく、教育機関等を通じた周知・啓発を一層強化します。	秘書広報課 障害福祉課
2	公的機関における障害のある人への配慮	継続	障害者差別解消法に係る職員対応要領を見直す等、障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の確保に努めます。 また、聴覚障害のある人が端末のテレビ電話機能を通じ、手話通訳者とコミュニケーションを図る遠隔手話通訳タブレットの設置を継続します。	障害福祉課 関係各課
3	ボランティア活動の推進	継続	障害のある人を支援するボランティア活動について、その拡大を図るシステムづくりや、さらなるボランティアマッチング、情報発信・交換の推進を図ります。 また、若い世代が積極的に障害のある人を支援するボランティアや市民活動に参加できる機会の提供や体制づくりを推進します。	協働推進課
4	見守り・支え合い活動の推進	継続	見守り・支え合いが必要な障害のある人に対して、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会等によるネットワークの形成を図ります。	福祉総務課

²² 高齢者や障害のある人等、心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること。

ウェブサイトにおけるバリアフリーやユニバーサルデザインの概念を表す。



No	具体的事業	今後の方針	取組内容	担当課
5	特別支援学校と市内小・中学校の交流	継続	<p>都立村山特別支援学校の児童・生徒と市内小・中学校の児童・生徒が様々な体験活動をとおして交流を進めます。</p> <p>また、特別支援学級に在籍している児童・生徒の作品を展示する「伸びゆく子供展」に村山特別支援学校から作品を提供いただき間接交流を図ります。</p>	教育指導課
6	心身障害者(児)スポーツ教室の実施	継続	心身障害者(児)グラウンド・ゴルフ教室をはじめとするスポーツ教室を実施します。	スポーツ振興課



(2) 権利擁護体制の確立

【現状と課題】

障害のある人も住み慣れたまちで安全に暮らしていくためには、「権利擁護」の体制がしっかりと確立されていることが欠かせません。

平成24年に施行された「障害者虐待防止法²³」により、住民には通報義務、市町村は必要に応じて立入調査や緊急的な一時保護を行う等の役割があります。

また、障害のある人の虐待問題に対応するため、障害者虐待防止センター²⁴としての機能を障害福祉課に置いたことから、地域のネットワークや相談体制の推進・充実に努め、障害者地域自立生活支援センター及び精神障害者地域活動支援センターと協力して状況の把握を行う等、虐待の早期発見・早期対応を図っています。

市民意識調査の結果をみると、「障害が原因で差別を受けたり、いやな思いをしたことがある人」は33.0%となっています。

今後、更に人権・権利擁護を推進していくためには、地域及び当事者の人権・権利に対する意識啓発とともに、成年後見制度の利用を促進するため、制度の周知とともに権利擁護を担う専門的人材の育成確保にも取り組んでいくことが必要です。

【方向性】

障害のある人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重するとともに、市及び社会福祉協議会、地域のネットワークを結び、サービス利用についての援助を必要とする人全てを対象とした利用者の権利擁護体制を充実させていくため、成年後見制度の利用支援等を総合的に行い、適切な利用を促進します。

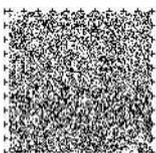
また、障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行い、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援を行います。

さらに、市内にとどまらず民間事業者に対しても合理的配慮を確保するため、周知を図ります。

²³ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」で、障害のある人の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないようにするとともに、その予防と早期発見のための取組や、障害のある人を現に養護する人に対して支援を講じること等を定めたもの。
平成24年10月に施行された。

²⁴ 「障害者に対する虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」により平成24年10月1日から各市町村に設置されたもので、業務として障害者虐待に関する通報や届出、相談を受けて事実確認や安全確認を行い関係機関とともに対処方法を協議して、解決に向けた支援を行う。

また、障害者虐待の防止及び障害者保護のための相談、指導及び助言と障害者虐待に関する広報等啓発活動を行う。

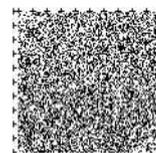


【今後の取組】

No	具体的事業	今後の方針	取組内容	担当課
7	権利擁護の推進	継続	知的障害者や精神障害者、認知症高齢者、要支援者・要介護認定者及び身体障害者も、地域で安心して生活を送れるよう、福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理等を行う「地域福祉権利擁護事業」の周知と利用促進を図ります。	福祉総務課
8	成年後見制度 ²⁵ の周知	継続	知的障害者、精神障害者及び認知症の高齢者等の、財産管理や身上監護を行う、「成年後見制度」の周知を行います。	福祉総務課
9	福祉総合相談窓口の実施	継続	福祉サービスの利用相談、サービス利用への苦情に対する相談と、その解決に向けた支援を行う、福祉総合相談窓口を実施します。	福祉総務課
10	市民なやみごと相談窓口の実施	継続	生活困窮者を含めた、多様な市民の相談に、積極的かつ総合的に対応する、「市民なやみごと相談窓口」において、就労支援や相談者の課題の解決に向けた支援を実施します。	福祉総務課
11	虐待防止施策の実施	継続	地域のネットワークや相談体制の強化に努め、虐待の防止や早期発見・早期対応を図ります。	障害福祉課 子ども子育て支援課
12	障害者差別解消法の啓発	充実	行政機関や民間事業者を対象に、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が求められており、障害者差別を正しく理解するよう普及、啓発等を実施します。 庁内での合理的配慮を確保するため職員対応の周知を図るとともに、障害福祉課窓口や市内金融機関でのパンフレットの設置等や、小・中学校の児童・生徒・保護者向け及び市民向けに、障害者差別解消法の講演会を行いパンフレットの配布を行います。	障害福祉課

²⁵ 認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を代理権等が付与された成年後見人が支援する制度。本人が判断能力のあるうちにあらかじめ後見人を依頼しておく「任意後見制度」と家庭裁判所の審判に基づき後見人を選任する「法定後見制度」がある。

「法定後見制度」は、本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3類型に分かれる。



(3) 生活環境の整備

【現状と課題】

障害のある人も地域において自立し、快適で安定した生活を送るためには、生活の拠点となる住宅の環境整備や、移動する上で、道路等の交通環境の整備が重要です。

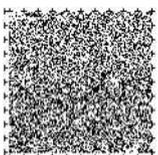
市民意識調査の結果をみると、外出時に不便に感じることや困っていることとして、「道路や建物・駅に階段や段差が多い」と回答した人が17.0%、「障害者用トイレが少ない」と回答した人が10.9%、「バスや電車の乗り降りが困難」と回答した人が10.6%等、設備のバリアフリー化を求める声が多くなっています。

引き続き、設備改善費給付事業の継続と、「東京都福祉のまちづくり条例²⁶」及び「武蔵村山市まちづくり基本方針」等に基づいた公共的建築物や道路等の公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進し、障害の有無や年齢等にかかわらず、誰もが安心して生活できるような環境の形成に取り組んでいくことが必要です。

【方向性】

障害のある人の自立と社会参加を支援し、誰もが安全に快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障害のある人も安心して生活できるように建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づき障害のある人に配慮したまちづくりを推進します。

²⁶ 高齢者や障害者をはじめ、だれもが自由に行動し、社会参加できる都市づくりに向けて東京都が平成7年3月に制定した条例、平成21年の改正により、基本理念をバリアフリーからユニバーサルデザインとするとともに、整備基準への適合をこれまでの努力義務から遵守義務とした。



【今後の取組】

No	具体的事業	今後の方針	取組内容	担当課
13	給付事業	継続	<p>重度身体障害者（児）の日常生活の利便性を図るため、「住宅設備改善費給付事業²⁷」を今後も継続します。</p> <p>また、市報による制度周知や手引きの作成及び配布等に努めます。</p>	障害福祉課
14	公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進	継続	<p>公共施設・学校や公園等のバリアフリー化を進めるとともに、改修の際には計画の段階からユニバーサルデザイン化を検討し、障害の有無にかかわらず誰もが利用しやすい施設となるよう整備を進めます。市民総合センターではオストメイトの増設を図ります。</p>	障害福祉課 施設課 関係各課
15	道路・交通環境の整備	継続	<p>日常の移動手段となる自動車利用に対する支援として、障害のある人に対する運転免許取得費の助成や改造費の助成を継続します。</p> <p>また、公共交通機関の充実を図るため、多摩都市モノレールの市内延伸の推進を図るとともに、全ての市民の安全を確保するため、道路等の交通環境の整備に努めます。</p>	障害福祉課 都市計画課 交通企画・モノレール推進課 道路下水道課
16	立川都市計画事業武蔵村山都市核土地区画整理事業	継続	<p>土地区画整理事業にて、東京都の福祉のまちづくり条例及び、武蔵村山市が管理する道路における移動等円滑化の基準に関する条例に準拠した道路整備を実施します。</p>	区画整理課

²⁷ 在宅の重度の身体障害者（児）に対し、その者の居住する家屋の玄関等の住宅設備の改善に要する費用を給付することにより、日常生活の利便を図る。



(4) 防災・防犯対策の推進

【現状と課題】

災害対策基本法では、平成25年6月の改正により、障害のある人のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人を避難行動要支援者²⁸として、名簿の作成が義務化され、さらに、令和3年5月の改正により、個別避難計画の作成が市町村に努力義務化されました。

本市では、「武蔵村山市避難行動要支援者避難行動支援プラン(全体計画)」に基づき、平常時から避難行動要支援者の状況把握や避難誘導等の体制等の整備を進めています。

市民意識調査の結果をみると、避難行動要支援者名簿の関係機関への情報提供について、「同意している」と回答した人が17.6%、「同意していないが、今後、同意したい」と回答した人が13.0%となっています。

また、地震等災害時に困ることについては、「避難所の設備について不安」、「避難場所で医療ケア等が受けられるか不安」という意見が多く挙げられています。

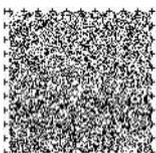
今後、福祉避難拠点の整備や地域住民が主体となった避難所ごとの管理運営体制を構築し、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供や避難支援体制の強化とともに、災害時に周囲の人から適切な支援や合理的配慮が受けられるよう、環境や仕組みを作っていくことが必要です。

【方向性】

障害のある人も地域で安心して生活できるよう、日頃から地域団体等との連携を図り、犯罪被害に遭わないよう地域での見守りを強化する等、防災・防犯対策を進めます。

また、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、災害時の避難を地域で支援する避難行動要支援者避難行動支援プランの個別計画の作成や、災害情報の提供や避難所の運営管理体制の整備を進めるとともに、災害時において障害のある人へ、適切な対応ができる体制の整備を進めます。

²⁸ 高齢者、障害のある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者、災害対策基本法に基づき名簿の作成が義務付けられている。



【今後の取組】

No	具体的事業	今後の方針	取組内容	担当課
17	緊急(救急)通報システムの運用	充実	緊急事態に陥ったときに、東京消防庁に通報するとともに、救急車による病院への搬送に対応する救急通報システムについて、市報等による周知を図りながら、制度を運用します。 また、消防庁直接方式だけでなく民間代理通報方式も導入し充実を図ります。	障害福祉課
18	火災安全システムの運用	充実	救急通報システムに接続して火災発生を東京消防庁に自動通報する火災安全システムについて、制度を運用します。 また、消防庁直接方式だけでなく民間代理通報方式のオプションとして火災通報器も導入し充実を図ります。	障害福祉課
19	避難行動要支援者対策	継続	避難行動要支援者名簿の整備を進め、災害時に障害のある人等に対し、地域の協力により安否確認・避難支援を実施する仕組みづくりを継続します。	福祉総務課 障害福祉課 防災安全課
20	防犯対策	継続	自主防犯組織の活動を市民に広く紹介し、防犯パトロール資器材を助成する等、地域における防犯対策の強化を図ります。	防災安全課
21	ヘルプバンドナ・ヘルプマーク ²⁹ ・ヘルプカード ³⁰ の配布	充実	支援者が避難所等で周囲から支援や配慮を受けやすくする環境を整えるため、どのような対応が必要かを見て分かるヘルプバンドナ・ヘルプマーク・ヘルプカードの活用方法等の周知を行います。	障害福祉課
22	福祉避難所 ³¹ の活用	充実	福祉避難所の指定に向け、既に協定を締結した各事業所との調整を進めます。 要支援者が避難できる福祉避難所を設置するため、協定締結を推進するとともに、災害時に運用できるようマニュアルを作成し、事業所と連携した避難訓練の実施を図ります。	障害福祉課 高齢福祉課 福祉総務課 防災安全課

²⁹ 障害や疾患等があることが外見からは分からない人が、支援や配慮を必要としていることを周囲に知らせることができるマーク

³⁰ 緊急連絡先や必要な支援内容等が記載されたもので、障害のある人等が災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるときのもの。

³¹ 一般の避難所で生活することが困難な高齢者、障害者その他配慮を要する人を対象に、一般の避難所とは別に開設する避難所



基本目標 2 支援が必要な子どもも地域で健やかに育つまちづくり

(1) 療育の充実

【現状と課題】

子どもの障害には、発達障害、知的障害、肢体不自由、重症心身障害等がありますが、できるだけ早期から継続的な支援を行うために、早期発見、早期療育が求められています。

また、障害のある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援の提供が必要となっています。

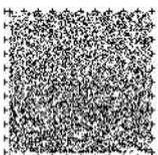
【方向性】

保護者が抱えている不安や疑問にできる限り早く対応していくよう、障害の早期発見及び相談支援体制を強化します。

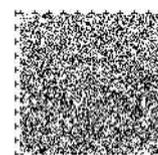
また、保健・医療・福祉との密接な連携の下に、相談から通園・通所、教育へと支援が継続的に行われるよう、市内の療育環境の向上を図ります。

【今後の取組】

No	具体的事業	今後の方針	取組内容	担当課
23	発達健診の実施	継続	乳幼児期における発達の遅れや疾病を早期に発見し、適切な支援、療育につなげるため、乳幼児健康診査を実施します。 また、保護者と成長発達を確認し、発達に伴う問題や不安のある保護者を支援します。	子ども子育て支援課
24	心理経過観察事業の実施	継続	育児不安や発達に心配のある親子に対し、関係機関と連携して集団指導、個別相談を実施します。	子ども子育て支援課
25	発達障害児等への支援	継続	児童発達支援事業、学童クラブ、教育相談室等での相談支援を継続します。	障害福祉課 子ども青少年課 教育指導課



No	具体的事業	今後の方針	取組内容	担当課
26	発達障害のある人の支援の仕組みづくりの研究・検討	継続	発達障害のある人を支援するための「ネットワークの仕組み」の構築のための検討を進めます。	障害福祉課
27	療育体制	充実	各関係機関と連携する等、相談・指導等の支援体制の充実を図るとともに、療育体制の連携を円滑にします。 また、乳幼児期から就学、進学、就労等一貫して支援が受けられるよう、一人一人の特性に応じた切れ目のない支援を行うため、「むさしむらやまマイ・ファイル」の作成及び更新を促進します。	障害福祉課 教育指導課
28	保育体制	充実	各保育所等が障害のある子どもや発達状況が気になる乳幼児を受け入れ、一人一人のニーズに応じた適切な支援が行えるよう、巡回指導・相談員を各保育所等に派遣するとともに、保育所等の人員体制の充実等に努めます。	子ども青少年課
29	児童発達支援	継続	計画相談やサービス利用のための支援を行います。 また、児童発達支援事業所ちいろば教室では、日常生活における基本的な動作の習得や、集団生活への適応訓練、その他必要な訓練を行います。	障害福祉課 子ども青少年課
30	発達障害のある人の家庭支援の推進	継続	発達障害の理解のために、市民への啓発を行うとともに、ペアレントメンター、保護者の会、療育連絡会等関係機関と連携し、家族に対する支援を行います。	障害福祉課
31	発達障害児に関する相談等	継続	発達障害のある児童が適切な支援が受けられるように、関係機関と連携し支援します。	障害福祉課 子ども子育て支援課



(2) 障害児サービスの充実

【現状と課題】

医療技術の進歩等を背景として、新生児集中治療室(NICU)³²等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)が増加しています。

そうした中、障害のある児童も地域で健やかに育つためには、保護者等が安心して子育てをすることができる環境を整備することが大切です。

児童福祉法の一部改正により、増加する医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉等の連携促進が求められる等障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応が必要となっています。

そこで、関係機関と連携した包括的かつ重層的な支援体制・相談体制の充実と情報共有、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス等障害児サービスの充実を推進していくことが必要となります。

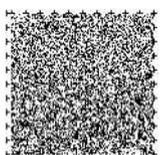
【方向性】

障害児サービスの利用を進めるため、相談支援や利用計画の作成環境を整えます。

児童発達支援事業所や放課後等デイサービス等障害児サービスの周知とサービスの充実を図ります。

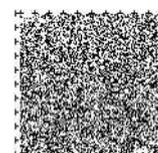
【今後の取組】

No	具体的事業	今後の方針	取組内容	担当課
32	児童発達支援【再掲】	継続	計画相談やサービス利用のための支援を行います。 また、児童発達支援事業所ちいろば教室では、日常生活における基本的な動作の習得や、集団生活への適応訓練、その他必要な訓練を行います。	障害福祉課 子ども青少年課
33	障害児相談支援	継続	障害児通所サービスの利用を希望する児童・保護者に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画を作成します。	障害福祉課
34	医療型児童発達支援	継続	肢体不自由がある児童に対し、医療的管理のもと理学療法等の機能訓練や支援を行います。	障害福祉課



³² 新生児集中治療管理室(NICU:Neonatal Intensive Care Unitの略)とは、身体機能の未熟な低出生体重児や、仮死・先天性の病気などで集中治療を必要とする新生児を対象に、高度な専門医療を24時間体制で提供する治療室のこと。

No	具体的事業	今後の方針	取組内容	担当課
35	保育所等訪問支援	継続	保育所等を訪問して、障害のある児童に対し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	障害福祉課
36	放課後等デイサービスの質的向上	継続	障害のある児童・生徒が学校の授業終了後や長期休暇中に利用できる放課後等デイサービスの適切なサービス提供を行います。 また、状況に応じて、午前中や土日、在宅支援サービスも実施します。	障害福祉課



(3) インクルーシブ教育の推進

【現状と課題】

地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる地域共生社会³³の実現に向けて、障害のある幼児・児童・生徒も自立と社会参加を目指し、障害のある子どもと障害のない子どもが共に教育を受けるインクルーシブ教育は大変重要となっています。

市民意識調査では、障害のある子どもたちが武蔵村山市で成長するに当たって重要なこととして、「インクルーシブ教育の実践」と回答した人が19.1%となっています。

本市では、令和2年度に全小・中学校に特別支援教室の設置が完了する等、発達障害のある児童を取り巻く環境整備が着実になされています。

今後も、一人一人の状況に応じたきめ細やかな保育・教育環境を整備し、併せて特別支援教育³⁴講演会への参加及び就学相談支援の利用の促進を図る等、インクルーシブ教育に向け、障害理解を進めることが必要です。

【方向性】

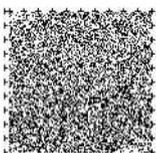
障害の有無によって分け隔てられることなく、尊重し合う共生社会の実現に向けて、児童・生徒一人一人の発達程度、障害の状態、適応状況、教育的ニーズ等に応じた教育や多様な学びの場の充実を図るとともに、通常教育の中で障害者への理解を推進していきます。

【今後の取組】

No	具体的事業	今後の方針	取組内容	担当課
37	特別支援教室での運営	継続	令和2年度全小・中学校に特別支援教室を設置したことにより、児童・生徒が必要な支援を自校で受けられるとともに、担任と巡回指導教員との連携強化により、一人一人の特別な教育的ニーズに応じた教育の推進に努めます。 また、校内における障害理解教育の推進を図ります。	教育指導課

³³ 子ども、高齢者や障害のある人等全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる社会のこと。

³⁴ 特別支援学校及び特別支援学級等における教育に加えて、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応も積極的に行う等、一人一人のニーズに応じた教育のこと。



基本目標3 障害のある人も自立して生活できる環境づくり

(1) 障害福祉サービスの充実

【現状と課題】

障害者総合支援法に基づく障害のある人のためのサービス体制は、大きく分けて自立支援給付と地域生活支援事業があり、体系図（67ページ）のようになっています。

価値観や生活環境の多様化、社会背景の変化等により、障害のある人のニーズは複雑化・多様化してきています。

そのため、個々のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、居宅介護や生活介護、短期入所等の在宅サービスの量的・質的な充実が求められています。

さらに、複雑化しているニーズに対しては、自立につながるよう総合的なサービス提供が必要となります。

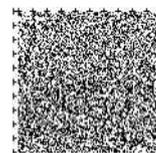
【方向性】

障害のある人のニーズに応じて、日常生活又は社会生活を営む上での居宅介護、重度訪問介護、同行援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。

また、自立支援協議会³⁵の専門部会を開催し、事例研究や困難ケースの情報交換等を行うことで、サービスの充実・質的向上を図ります。

さらに、各種障害福祉サービスの周知、利用計画等が作成できる場所を増やしていくこと等を通じて、必要な障害福祉サービスが適切に利用される環境づくりを促進します。

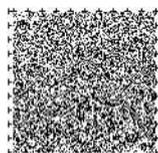
³⁵ 地域における障害のある人の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくり等に関して中核的な役割を果たすよう、相談支援事業者、サービス事業者及び関係団体等の参加により市町村が設置・運営するもの。



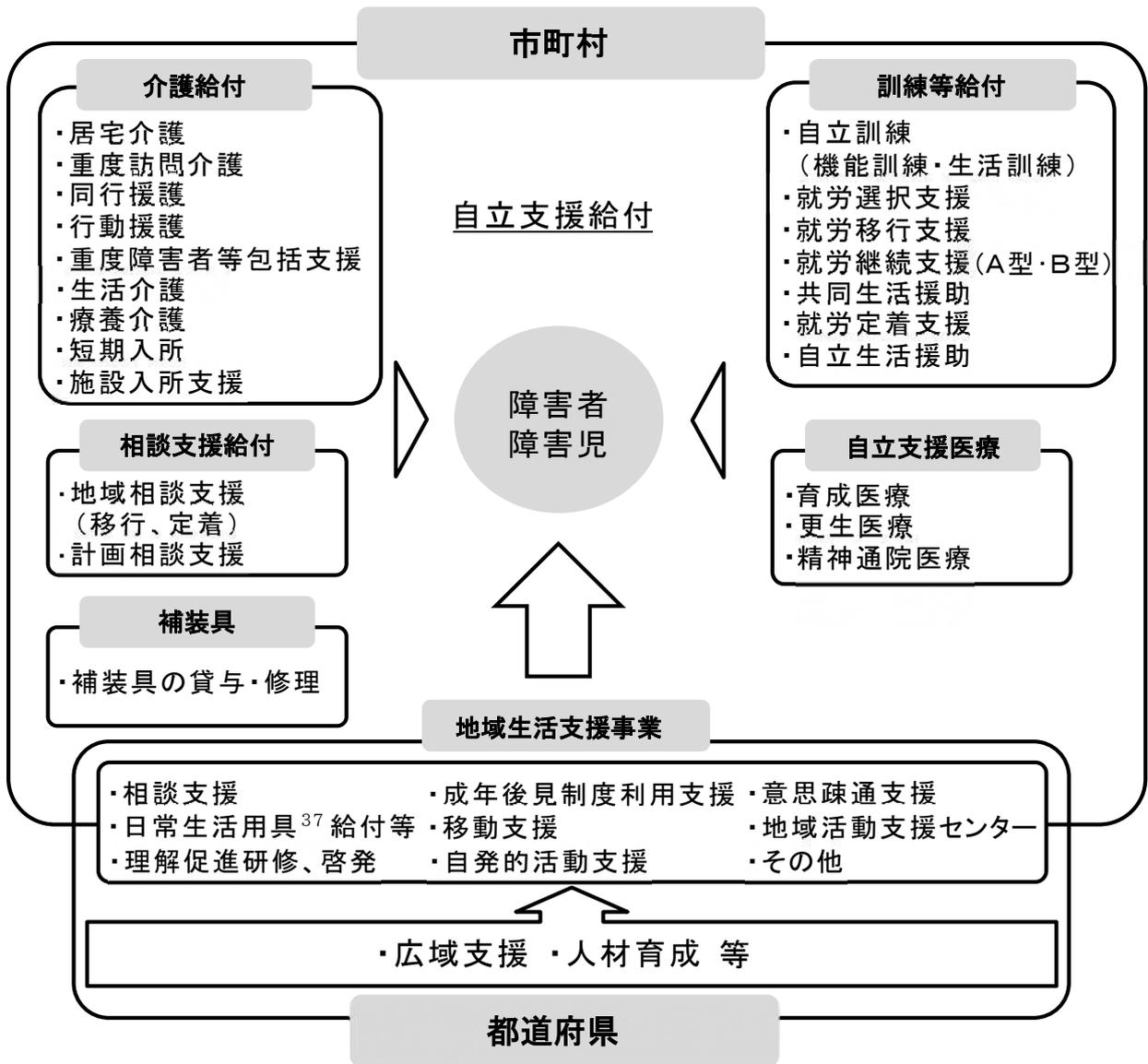
【今後の取組】

No	具体的事業	今後の方針	取組内容	担当課
38	訪問系サービス	継続	障害のある人が地域で自立した生活ができるよう、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の訪問系サービスの適切で円滑な実施を図ります。	障害福祉課
39	日中活動系サービス	充実	生活介護、自立訓練 ³⁶ 、就労移行支援、就労継続支援等、施設等での昼間の活動を支援する日中活動系サービスの充実に努めます。 さらに、一層のサービス充実を図るため、自立支援協議会において、就労支援部会、子ども支援部会、地域支援事業所部会、障害者のくらしを考える部会、地域相談支援部会の専門部会を設置し各部会において議論を進めます。	障害福祉課
40	居住系サービス	継続	障害により居宅において一人での生活が困難な人も、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、共同生活援助（グループホーム）や施設入所支援（障害者支援施設）の各サービスを通じて、住まいの場の確保と夜間のサービスの提供に努めます。	障害福祉課
41	補装具の貸与・修理	継続	職業の能率向上や日常生活をより容易にするため、必要な補装具の貸与・修理を行います。	障害福祉課
42	身体障害者福祉センターの運営	継続	身体障害者福祉センターにおいて、入浴、給食、創作的活動等のデイサービス事業や短期入所（ショートステイ）事業等を実施します。	障害福祉課
43	移動手段の確保	継続	福祉タクシー券の交付、移送サービス（リフトカー）、移動支援事業等を実施します	障害福祉課
44	計画相談支援	継続	利用計画等を作成する事業所を増やし、利用者が利用しやすい環境を整備します。 また、専門部会にて、事例研究や困難ケース等の情報交換を行うことで、よりきめ細かで質の高い利用計画の作成を支援します。	障害福祉課

³⁶ 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う障害福祉サービスの1つで、身体障害者向けの「機能訓練」と、知的、精神障害者を想定した「生活訓練」とに分かれる。

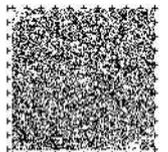


■ 障害者総合支援法によるサービスの体系図



注 自立支援医療のうち、精神通院医療の実施主体は都道府県等

³⁷ 在宅の重度の障害者及び難病等(対象疾患)による障害がある人に対し、日常生活を容易にするために給付又は貸与する用具



(2) 保健・医療サービスの充実

【現状と課題】

障害のある人も安心して暮らせるためには、保健・医療と連携した総合的な支援が必要です。

このため、相談や診察等様々な面で保健所や医療機関との連携を図りながら支援を行う体制を一層整備していくことが重要になります。

高次脳機能障害等高度な専門知識を必要とする場合においては、「障害者地域自立生活支援センター」や「精神障害者地域活動支援センター」で、保健事業や医療機関等についての相談支援を行っており、障害により歯科医療機関への通院が困難な場合等は、訪問による診療や受診体制の整った機関の紹介を行う「歯科医療連携推進事業」を展開しています。

また、精神障害者等については、より保健・医療との総合的・専門的な支援が必要であるため、保健師を配置し、保健所や医療機関との連携を図りながら支援を行う体制を整備しています。

なお、市民意識調査では、健康管理や医療で、困ったり不便に思ったりしたことについて、「医療費の負担が大きい」、「専門的な治療を行っている医療機関が身近にない」等の意見が挙がっています。

重症心身障害児³⁸(者)の入院、入所等で必要としている医療的ニーズをはじめ、様々な障害に対応できる専門性の高い支援体制が求められており、状況に応じたきめ細かな支援のための取組を推進していくことが必要です。

さらに、自殺が社会問題となっている現在、自殺ハイリスク者を早期に発見し、適切な相談先へとつなぐことのできるゲートキーパーの必要性が高まってきています。

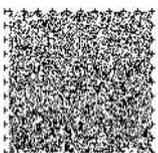
【方向性】

障害のある人が身近な地域において、保健・医療サービス、リハビリテーション等を受けることができる提供体制の充実を図り、自立生活に向けた支援体制を構築します。

障害の要因となる疾病等を予防するため、医療機関等と連携し、疾病や障害等の早期発見及び治療、早期療育を推進します。

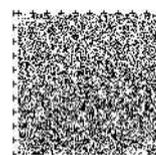
また、こころの健康についての普及・啓発と併せて精神障害に対する理解を促進します。併せて、ゲートキーパー研修等を開催し、自殺ハイリスク者を早期発見し適切な相談先へとつなぐことのできる人材の確保に努めます。

³⁸ 身体障害者手帳1級又は2級(自ら歩行することができない程度の肢体不自由児に限る。)に該当し、かつ愛の手帳1・2度を有する人又は同者と同等の状態と認められる人であって、18歳に達する前にその状態になった人



【今後の取組】

No	具体的事業	今後の方針	取組内容	担当課
45	健康づくり拠点	継続	身体障害者福祉センターにおいて、機能回復訓練やラジオ体操等の障害のある人の健康増進事業を継続し、また、障害のある人の健康づくりのための情報提供に努めます。	障害福祉課
46	歯科医療連携推進事業	継続	武蔵村山市歯科医師会の協力のもと、一人では歯科医院に行けない人を対象に、「かかりつけ歯科医」の紹介や訪問歯科治療を行います。	健康推進課
47	発達健診の実施【再掲】	継続	乳幼児期における発達の遅れや疾病を早期に発見し、適切な支援、療育につなげるため、乳幼児健康診査を実施します。 また、保護者と成長発達を確認し、発達に伴う問題や不安のある保護者を支援します。	子ども子育て支援課
48	難病患者等に対する支援	継続	難病患者等の療養生活を支援するため、情報提供を図るとともに、関係機関との連携を図ります。	障害福祉課
49	こころの健康の普及・啓発	継続	こころの健康に関する情報を、市報・ホームページ等で周知し、知識の普及・啓発に努めます。	健康推進課
50	ゲートキーパー研修及び講演会	継続	ゲートキーパーの育成と充実を図るため、市民等を対象とした講演会等を実施します。	健康推進課



(3) 相談体制の充実

【現状と課題】

障害のある人も、住み慣れた地域や家庭で自立して暮らしていくためには、身近に相談できる体制が整っていることが何より重要です。

本市では、身体障害者と知的障害者を対象に、障害のある人やその家族のための一次的な相談窓口機能として、保健・医療・福祉等各分野にわたるサービスのコーディネートや専門機関への紹介も含めた総合的な相談事業を「障害者地域自立生活支援センター」で実施しています。

加えて、より身近な相談先として専門の相談員³⁹（身体障害者相談員3人、知的障害者相談員2人）を置いて、相談対応を図っています。

また、精神障害者やその家族を対象に、医療や福祉に関する相談や日常生活に関する助言、社会復帰施設等の紹介あっせん、住居や就労についての情報提供等の総合的な相談事業を「精神障害者地域活動支援センター」で実施していますが、価値観や生活環境の多様化、社会背景の変化等により、障害のある人の抱える生活課題は複雑化・多様化しています。

市民意識調査では、相談事業を充実するために必要なこととして、「気軽に相談できる窓口の数を増やす」、「1か所でさまざまな相談に対応できる窓口を整備する」、「専門性のある相談員を配置する」と回答した人の割合が多く、困っていることを相談する相手としては、「家族や親族」、「医療機関」、「友人、知人」と回答した人が多く、「相談支援事業所」と回答した人は11.2%にとどまっています。

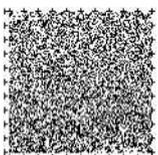
また、令和4年12月の障害者総合支援法等の改正に伴い、地域での相談支援体制の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」の設置が令和6年度より努力義務となることから、本市でも、整備を進めます。

【方向性】

障害のある人の相談内容については、複雑化し、専門性の高い対応が求められる場合もあり、関係機関との連携を強化し、切れ目のない相談支援を行うとともに、質の向上を図ります。

また、障害のある人が、主体的に福祉サービスを選択できるよう、相談機関や福祉サービス、生活に関する情報を必要なときに手軽に入手することができるよう、障害の特性に応じた情報提供の充実を図ります。

³⁹ 身体障害者相談員とは、福祉の増進を図るため、身体に障害のある人の相談に応じ、必要な援助を行う者で、知的障害者相談員とは、福祉の増進を図るため、知的障害のある人又はその保護者等からの相談に応じ、必要な援助を行う者で、両相談員ともに市が委嘱するもの。

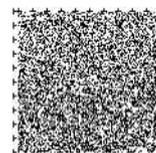


さらに、相談サービスをより気軽に利用できるよう、窓口での相談だけでなく、電話やメール、訪問等の方法にも取り組むほか、障害特性に応じた ICT 機器の活用等、アクセシビリティの向上や意思疎通支援の充実に必要な環境整備に努めます。

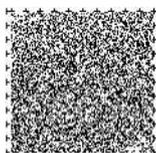
【今後の取組】

No	具体的事業	今後の方針	取組内容	担当課
51	相談事業	継続	<p>「障害者地域自立生活支援センター」において、身体障害者や知的障害者に対する自立生活に関する総合的な相談事業を行うとともに、ピアカウンセリング⁴⁰を継続します。</p> <p>「精神障害者地域活動支援センター」において、地域で生活する精神障害者や、その家族に対する相談事業を継続します。</p> <p>また、窓口での相談だけでなく、電話やメール、アウトリーチ等の相談にも積極的に取り組みます。</p>	障害福祉課
52	相談員の活用の促進	継続	<p>身体障害者相談員、知的障害者相談員の存在や相談活動について、ホームページや障害者福祉の手引等を用いて広報・周知を図り、当事者による活用の促進を図ります。</p>	障害福祉課
53	情報提供	充実	<p>福祉サービスや障害者団体等に関する情報について、アクセシビリティに配慮したホームページや音声コードを搭載した広報紙等の提供、活字文字読上げ装置等のメディアの活用も含めて、障害の特性に応じた情報提供方法の充実に努めます。</p> <p>さらに、スマホ教室の実施やデジタル技術活用支援者の養成に努めます。</p>	秘書広報課 障害福祉課
54	介助者への支援	継続	<p>社会福祉施設等と連携を図り、障害者の家族に対する支援を行います。</p> <p>また、高次脳機能障害者の家族等を対象に講演会を開催し、障害に対する正しい知識や対処方法等の啓発に努めます。</p>	障害福祉課

⁴⁰ 障害のある人等が、自らの体験に基づき、同じ目線で、同じような課題に直面する仲間(ピア)である他の障害のある人の相談に応じ、問題の解決を図ること。



No	具体的事業	今後の方針	取組内容	担当課
55	声の広報作成及び点字版市報の作成等	継続	<p>今後も、声の広報の作成、利用者への配布、ホームページへの掲載、ボランティアのサークルの御協力のもと点字版市報の作成及び利用者への配布を継続します。</p> <p>また、選挙の際に音声版選挙公報を作成し希望する有権者に配布を行います。</p>	秘書広報課 選挙管理委員会 事務局
56	基幹相談支援センターの設置	新規	<p>基幹相談支援センターの整備を進めるとともに、相談支援体制の強化を図ります。</p>	障害福祉課



(4) サービス提供拠点の充実

【現状と課題】

本市には、地域での「居住の場」として、知的障害者や精神障害者を対象にしたグループホームが民間法人により設置されており、福祉施設の入所者が地域生活へ移行をする上での受け皿ともなっています。

「市民総合センター」内には、「身体障害者福祉センター」、「障害者地域自立生活支援センター」、「精神障害者地域活動支援センター」や障害のある人の就労継続を支援する場として「喫茶コーナー茶花」及び「しあわせ花壇」を設置し、サービス提供拠点として充実を図っています。

市内には、就労継続支援事業所をはじめとする「日中活動の場」があり、本市では活動に対する支援を行っています。

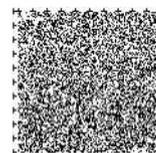
また、地域で相談支援体制の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」の設置が令和6年度より努力義務となることから、本市でも整備を進めます。

【方向性】

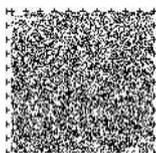
障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害のある人の地域における生活の安心を確保するため、地域生活支援拠点等の整備を図るとともに、障害のある人が利用しやすい障害者関連施設の維持・確保を図ります。

【今後の取組】

No	具体的事業	今後の方針	取組内容	担当課
57	「身体障害者福祉センター」の管理・運営	継続	「身体障害者福祉センター（市民総合センター内）」について、今後も障害者福祉サービスの拠点として、適切な運営に取り組めます。	障害福祉課
58	グループホームの整備促進	継続	障害のある人の生活援助を行う身体障害者、知的障害者、精神障害者グループホームについて、必要な情報の提供を行い、整備が促進されるよう努めるとともに、様々なサービスの提供ができるように、従来事業者だけでなく、幅広く多様な事業者が参入できるように整備誘導を図ります。	障害福祉課



No	具体的事業	今後の方針	取組内容	担当課
59	サービス提供施設の確保	継続	障害のある人が自立した生活を送り、必要な時に必要なサービスを受けられるための施設の確保を図ります。	障害福祉課
60	グループホームの家賃助成	継続	グループホームに入居する障害者に対して家賃の一部の助成を継続します。	障害福祉課
61	基幹相談支援センターの設置【再掲】	新規	基幹相談支援センターの整備を進めるとともに、相談支援体制の強化を図ります。	障害福祉課



基本目標4 就労・社会参加による生きがいづくり

(1) 就労、経済的自立の支援・促進

【現状と課題】

障害のある人の「就労」は、収入を得るための手段であるだけでなく、社会参加の最たるものとして捉えることもでき、非常に重要な課題となっています。

障害のある人の自立を支援するためには、これまでの就労支援の取組・経験の積み重ね、関係機関や各種事業所等とのネットワークが重要です。

市民意識調査の結果をみると、障害のある人の就業を促進するために必要なこととして、「経営者の理解」、「従業員の理解」が多く挙げられており、どちらも、精神障害のある人で回答が多くなっています。

今後も、「障害者就労支援センター⁴¹」を活用した就労につなげる支援体制の充実とともに、一般企業による雇用の促進や福祉的就労の推進に向け、障害への理解や就労環境の改善に積極的に取り組んでいくことが必要です。

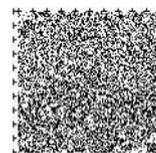
【方向性】

働く意欲のある障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労の充実を図り、総合的な支援を推進します。

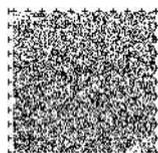
【今後の取組】

No	具体的事業	今後の方針	取組内容	担当課
62	各種手当等	継続	必要に応じて制度（特別障害者手当、障害児福祉手当、心身障害児福祉手当、心身障害者福祉手当（都・市制度）、特殊疾病患者福祉手当、心身障害者（児）医療費助成、自立支援医療（更生・育成・精神通院））の見直しを図りながら、継続的に実施します。	障害福祉課

⁴¹ 障害のある人の一般就労の機会を広げるとともに、安心して働き続けられるよう、就労面と生活面の一体的な相談・支援を行うために、市町村が設置する支援施設



No	具体的事業	今後の方針	取組内容	担当課
63	就労支援センター	継続	「障害者就労支援センター」における就労相談の充実を図り、一般企業等への就労を支援します。	障害福祉課
64	就業相談、情報提供	継続	ハローワークや、「公益財団法人東京しごと財団」等での就労の場のあっせん、民間の作業所等との連携を強化しながら、今後も「障害者地域自立生活支援センター」や「精神障害者地域活動支援センター」での就業相談や情報提供を継続します。	障害福祉課
65	公共施設における就労の場の確保	継続	今後も、市民総合センター内の「喫茶コーナー」等公共施設における就労の場の確保に努め、身近な地域での就労の促進に向けた支援を行います。	障害福祉課
66	福祉的就労場所の確保	充実	就労継続支援事業所の充実を図ります。 就労継続支援施設に対して新たな生産活動や請負作業等の拡大に向けた支援に努めます。	障害福祉課



(2) 意思疎通支援の実施

【現状と課題】

障害のある人があらゆる場面で不自由なく生活し、地域の一員として社会に参加するためには、障害特性に応じた的確な情報の取得と障害への理解に基づいた具体的な配慮がなされていることが必要です。

また、利用者が主体的に福祉サービス等を選択するには、情報自体が利用者にとって使いやすい形で提供される必要があります。

そのため、今後「情報のバリアフリー化」にも取り組んでいく必要があります。

令和4年には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が施行され、国においては、障害のある人の情報の取得や利用、意思疎通に関する施策を総合的に推進していくことが求められています。

市民意識調査の結果をみると、障害のある人の49.4%が、都や市の広報・ホームページやガイドブックから福祉に関する情報を得ていると回答していますが、一方で、福祉サービスを利用するときに困ること（困ったこと）については、33.0%の人が「どんなサービスがあるのか知らない」と回答しています。

したがって、今後も、視覚・聴覚障害のみならず、様々な特性や一人一人の状況、必要性に応じた、的確な情報の取得方法の提供とコミュニケーション手段の確保に努めていくことが必要です。

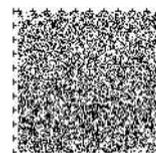
なお、近年では、情報通信技術の進展により、障害者の情報収集やコミュニケーション手段が多種多様となってきており、手話通訳者や要約筆記者の確保と合わせ、情報通信機器の有効活用に向けた支援の充実を図っていくことが必要です。

【方向性】

障害のある人も円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、障害特性に応じたICT⁴²機器の活用等、アクセシビリティ⁴³の向上や意思疎通支援の充実に必要な環境整備に努めます。

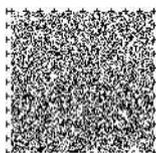
⁴² 情報通信技術。パソコンだけでなくスマートフォンやスマートスピーカー等、さまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称。「IT（情報技術）」に「C（コミュニケーション）」の要素を含めたもの。

⁴³ 年齢や身体障害の有無に関係なく、だれでも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいう。また、様々な製品、建物及びサービスへのアクセスのしやすさ等、どの程度利用しやすいか対応性の度合いを示す言葉でもある。



【今後の取組】

No	具体的事業	今後の方針	取組内容	担当課
67	手話通訳者・要約筆記者の派遣等	継続	聴覚・言語障害者のための手話通訳者・要約筆記者の派遣を継続します。 また、聴覚障害のある人が端末のテレビ電話機能を通じ、手話通訳者とコミュニケーションを図る遠隔手話通訳タブレットの設置を継続します。	障害福祉課
68	コミュニケーション支援人材の養成	継続	手話通訳者等の養成講座の幅広い周知、それぞれのレベルに応じた多様なコースの開催を継続します。 また、市職員、障害者福祉センター、障害者就労支援センターの地域支援者等を対象とした障害者のデジタル技術活用支援者養成研修への参加により、コミュニケーションサービスの提供に努めます。	障害福祉課
69	音声コード ⁴⁴ の普及等	充実	音声コードについての広報・普及や市の作成する文書等へのユニボイス等の添付に努めます。 また、障害の特性に応じた提供方法の推進について市職員に対して周知を図るとともに、窓口等で速やかに対応できるよう、活字文書読上げ装置等を職員全体が使用できる仕組みを構築します。 さらに、「声の広報」として市報の音声データの配布及びホームページへの掲載を今後も継続し、選挙の際に「音声版選挙公報」の配布を行います。	秘書広報課 障害福祉課 選挙管理委員会事務局



⁴⁴ 印刷物に掲載された縦横約2センチの「コード」、専用の読み取り機を用いることによって、印刷物の中の文字情報を高齢者や視覚障害者のために音声や点字等で出力することができる。

(3) 日中活動の充実

【現状と課題】

障害のある人も自立した日常生活、社会生活を送るためには、訓練や活動の場が適切に整備されていることが必要です。

そのため、自立に向けた訓練や就労に向けた準備支援等の「日中活動の場」の充実を進めていく必要があります。

なお、障害者総合支援法に基づく日中活動系サービスは、障害を持つ人々が日常生活を送るための支援を昼間に提供する福祉サービスで、日常生活のスキル向上、社会への参加促進、そして自立の援助等を目的として、通所により必要な介護、訓練、支援等を施設において行うものです。

具体的には、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所及び自立生活援助等のサービスが含まれます。

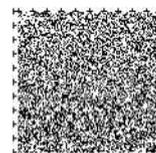
【方向性】

障害者総合支援法に基づく福祉サービスについて、事業者と協力・連携して適正なサービス量を提供することができるよう、サービス提供体制の充実及び質の向上を図るとともに、利用者のニーズに柔軟に対応できるよう努めます。

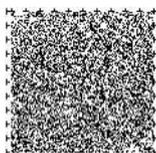
また、障害のある人の社会参加の促進に向け、教育部門や民間事業者等との連携により、日中活動の機会充実に努めます。

【今後の取組】

No	具体的事業	今後の方針	取組内容	担当課
70	日中活動系サービス【再掲】	充実	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等、施設等での昼間の活動を支援する日中活動系サービスの充実に努めます。 さらに、一層のサービス充実に図るため、自立支援協議会において、就労支援部会、子ども支援部会、地域支援事業所部会、障害者のくらしを考える部会、地域相談支援部会の専門部会を設置し各部会において議論を進めます。	障害福祉課
71	福祉的就労場所の確保【再掲】	充実	就労継続支援事業所の充実に図ります。 就労継続支援施設に対して新たな生産活動や請負作業等の拡大に向けた支援に努めます。	障害福祉課



No	具体的事業	今後の方針	取組内容	担当課
72	地域活動支援センター	継続	地域活動支援センターⅠ型「精神障害者地域活動センターお伊勢の森」、Ⅱ型「身体障害者福祉センター」等において、専門職員が相談等に応じるとともに、相談内容に対応した自立した生活や社会参加への段階的な支援を行う等、地域活動支援センターの活動を実施します。	障害福祉課
73	補装具 ⁴⁵ の貸与・修理【再掲】	継続	職業の能率向上や日常生活をより容易にするため、必要な補装具の貸与・修理を行います。	障害福祉課



⁴⁵ 身体障害のために失われた身体機能を補うための用具のこと。
盲人用安全つえ、補聴器、車いす等がある。

(4) 社会参加、交流の促進

【現状と課題】

障害のある人にとって、スポーツ、文化活動等の余暇活動を行ったり、障害のない人と交流したりすることは非常に大切なことです。

市民意識調査の結果をみると、趣味や学習、スポーツ等の余暇活動をする際の困りごととして、「経済的余裕がない」に続いて、「一緒に参加する友人、仲間がない」や「活動のための情報が少ない」、「障害のない大勢の人たちの中に入って行くのに気が引ける」が多く挙げられています。

スポーツ、文化活動や障害のない人との交流の場の支援・促進に努めるとともに、費用の負担が少ない活動を周知し、多くの障害のある人が余暇活動をとおして地域社会でいきいきと生活できるよう努めていく必要があります。

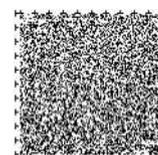
【方向性】

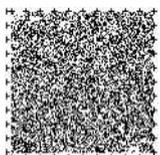
障害のある人も社会の様々な分野に参加していくため、社会参加に関する情報提供や交流の機会の充実を図ります。

安全かつ有効に活用できる、生涯学習活動の場を充実させるとともに、スポーツ・文化・レクリエーション活動をとおして、障害のある人と地域とのふれあい、社会参加や生きがいづくり活動を支援します。

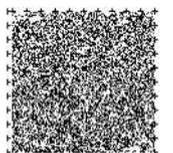
【今後の取組】

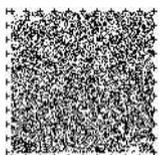
No	具体的事業	今後の方針	取組内容	担当課
74	特別支援学校と市内小・中学校の交流【再掲】	継続	都立村山特別支援学校の児童・生徒と市内小・中学校の児童・生徒が様々な体験活動をとおして交流を進めます。 また、特別支援学級に在籍している児童・生徒の作品を展示する「伸びゆく子供展」に村山特別支援学校から作品を提供いただき、間接交流を図ります。	教育指導課
75	生涯学習環境の整備	充実	障害のある人が生涯にわたり学習活動に参加できるよう生涯学習講座の受講環境の整備に努めます。 また、障害のある人のグループや団体の要望に応じて、「障害者の就労支援」をはじめとする障害福祉にかかわる出前講座を実施します。	文化振興課 障害福祉課
76	心身障害者（児）スポーツ教室の実施【再掲】	継続	心身障害者（児）グラウンド・ゴルフ教室をはじめとするスポーツ教室を実施します。	スポーツ振興課





**第5章 障害福祉サービス等の提供体制の
確保に関する目標等（第七期障害福
祉計画・第三期障害児福祉計画）**





1 数値目標の設定

第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画の最終年度となる令和8年度に向けた数値目標を設定し、この目標達成に必要なサービスの見込量及び確保の方策を示します。

国の指針に示された目標設定についての国の考え方と市の目標設定は次のとおりです。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

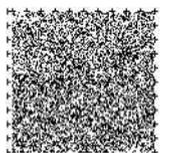
① 国の基本指針(考え方)

- ・ 令和4年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとする。
- ・ 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減することを基本とする。

② 国の基本指針を踏まえた本市の設定目標

- ・ 令和4年度末の施設入所者数59人の6%に当たる4人を令和8年度末までに地域生活へ移行するものとします。
- ・ 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末の施設入所者数から3人(5%)を減少した56人とします。

項目	数値目標 (成果目標)	算出方法
令和4年度末の施設入所者数	59人	令和4年度末の施設入所者数
地域生活移行者数	4人 (6%)	令和4年度末の施設入所者のうち、令和8年度末までにグループホーム等へ移行する見込人数
削減見込数	3人 (5%)	令和8年度末での施設入所者数の削減見込人数



(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム⁴⁶の構築

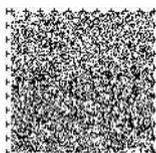
① 国の基本指針(考え方)

- ・ 精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- ・ 令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上・未満)の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- ・ 精神病床における退院率に関し、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上、入院6か月時点の退院率については84.5%以上、入院後1年時点の退院率については91.0%以上とすることを基本とする。

② 国の基本指針を踏まえた本市の設定目標

- ・ 国基本指針に掲げられている数値目標は、広域の調整が必要なため、東京都において設定されます。
- ・ 東京都が設定した目標を達成するための取組の一環として、本市においては、引き続き精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

項目	数値目標(成果目標)
令和8年度までに保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	実施
協議の場の開催回数	年4回以上

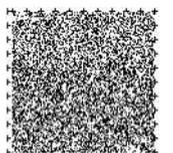


⁴⁶ 地域住民に対し、保健、医療や介護予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場(日常生活圏域)で適切に提供できるよう、関係機関が協力して、一体的に提供する仕組み。

(3) 地域生活支援の充実

- ① 国の基本指針(考え方)
- ・ 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
 - ・ 強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るため、支援ニーズの把握を行い、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。
- ② 国の基本指針を踏まえた本市の設定目標
- ・ 障害のある人の重度化・高齢化、「親亡き後」を見据えた地域生活支援への更なる充実が求められます。地域生活支援拠点等の機能充実のため、年1回以上、運用状況を検証・検討することを基本とします。

項目	数値目標(成果目標)
地域生活支援拠点設置数	1か所
機能検証の実施回数	1回以上/年
強度行動障害を有する者に対する支援体制検討の実施回数	1回以上/年



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

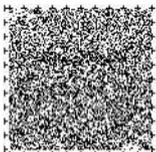
- ① 国の基本指針(考え方)
 - ・ 一般就労への移行者数を令和3年度の1.28倍以上にする。
 うち就労移行支援事業を通じた移行者数:1.31倍以上
 就労継続支援A型を通じた移行者数:1.29倍以上
 就労継続支援B型を通じた移行者数:1.28倍以上
 - ・ 就労定着支援事業利用者を令和3年度の1.41倍以上にする。
 - ・ 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所を2割5分以上とする。

- ② 国の基本指針を踏まえた本市の設定目標
 - ・ 国基本指針に基づき、以下の目標を設定します。

項 目	数値目標 (成果目標)
一般就労への移行者数	就労移行支援事業等 ^{※1} を通じて一般就労に移行する者 令和3年度実績の1.28倍以上かつ就労系サービスの目標の合計値以上 【令和3年度実績】15人 【令和8年度目標】22人以上
	うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者 令和3年度実績の1.31倍以上 【令和3年度実績】7人 【令和8年度目標】10人以上
	うち就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者 令和3年度実績の1.29倍以上 【令和3年度実績】4人 【令和8年度目標】6人以上
	うち就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者 令和3年度実績の1.28倍以上 【令和3年度実績】4人 【令和8年度目標】6人以上
就労定着支援事業利用者数	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者 令和3年度実績の1.41倍以上 【令和3年度実績】2人 【令和8年度目標】3人以上
就労定着率 ^{※2}	就労定着支援事業の就労定着率 ^{※2} 【令和8年度目標】就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上

※1 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

※2 過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合



(5) 障害児支援の提供体制の整備等

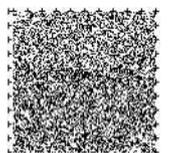
① 国の基本指針(考え方)

- ・ 令和8年度末までに、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ・ 各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

② 国の基本指針を踏まえた本市の設定目標

- ・ 本市では、整備した各障害児支援の提供体制を継続して運用していきます。

項目	数値目標(成果目標)
児童発達支援センターの設置	市内に1か所ある児童発達支援センターを継続して運用します。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	それぞれ1か所ずつ設置している児童発達支援事業所と放課後等デイサービスを継続して運用します。
医療的ケア児等に対するコーディネーターの配置	実施
医療的ケア児の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置
医療的ケア児の関係機関等が連携を図るための協議の実施	実施



(6) 相談支援体制の充実・強化等

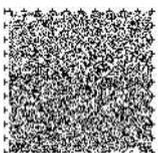
① 国の基本指針(考え方)

- ・ 令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置するとともに、相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ・ 障害者の支援体制整備を図るために設置する協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う。

② 国の基本指針を踏まえた本市の設定目標

- ・ 利用者にとって真に必要なとされるサービスが提供できるよう、各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有等を事業所に対して働きかけ、サービス等の質の向上に継続的に取り組みます。

項目	数値目標(成果目標)
基幹相談支援センターの設置	設置
協議会における事例検討の実施	6回/年
相談支援事業者への指導・助言件数	3件
相談支援事業者の人材育成の支援件数	15件/年
相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回/年
個別事例の支援内容の検証の実施回数	30回/年



(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

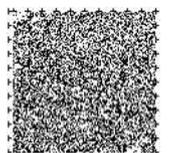
① 国の基本指針(考え方)

- ・ 各都道府県や各市町村において、サービスの質を向上させるための体制を構築する。

② 国の基本指針を踏まえた本市の設定目標

- ・ 国の基本指針に基づき、以下の目標を設定します。

項目	数値目標(成果目標)
障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組	実施
障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証	実施
障害福祉サービス等の質の向上へ向けた体制の構築	実施
東京都が実施する障害福祉サービスに係る市職員の研修への参加人数	13人/年
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果共有体制の指導・実施	1回以上/年



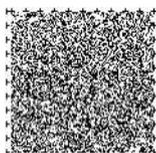
2 サービス量の達成状況及び見込量

(1) 訪問系サービス

1) サービスの概要

訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が、障害のある人の居宅を訪問して、介護や家事援助等必要な援助を行うサービスで、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の5つのサービスが含まれます。

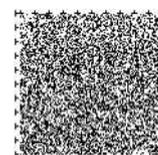
サービス名	内容
①居宅介護	居宅における入浴、排せつ、食事等の支援を行います。
②重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する人に、居宅における入浴、排せつ、食事、外出時の移動支援等を総合的に行います。
③同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む。)、移動の援護等の外出支援を行います。
④行動援護	知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する人で、危険を回避するために必要な援護や外出時の支援を行います。
⑤重度障害者等包括支援	重度の障害により、介護の必要性が特に高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。



2) 第六期計画の実績

※ なお、これ以降、第六期計画の令和5年度は見込量を記載

事項	単位	区分	第六期計画(実績)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
①居宅介護	利用者数/月	計画値	148	155	159
		実績値	151	143	144
	時間/月	計画値	4,208	4,340	4,402
		実績値	4,556	4,490	4,768
②重度訪問介護	利用者数/月	計画値	11	11	11
		実績値	11	11	11
	時間/月	計画値	2,673	2,673	2,673
		実績値	2,653	2,409	2,580
③同行援護	利用者数/月	計画値	17	17	17
		実績値	15	16	15
	時間/月	計画値	421	421	421
		実績値	326	437	307.5
④行動援護	利用者数/月	計画値	17	19	21
		実績値	3	4	5
	時間/月	計画値	104	118	143
		実績値	84	178	99
⑤重度障害者等包括支援	利用者数/月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
	時間/月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0

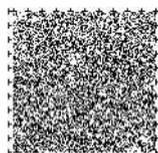


3) 第七期計画におけるサービス見込量

事項	単位	令和4年度 (実績値)	第七期計画(見込量)		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
①居宅介護	利用者数/月	143	146	153	161
	時間/月	4,490	4,329	4,502	4,747
②重度訪問介護	利用者数/月	11	12	13	14
	時間/月	2,409	2,674	2,807	2,947
③同行援護	利用者数/月	16	15	16	17
	時間/月	437	421	421	421
④行動援護	利用者数/月	4	5	5	5
	時間/月	178	154	154	154
⑤重度障害者等包括支援	利用者数/月	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0

【サービス見込量の確保のための方策】

- サービス提供事業者が利用者の状況に応じたきめ細かなサービスを提供できるよう努めます。
- サービス提供事業者の確保とサービスの質の向上に努めます。



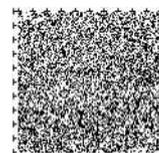
(2) 日中活動系サービス

1) サービスの概要

日中活動系サービスとは、障害のある人の日中の活動を支援するサービスで、通所により、必要な介護、訓練、支援等を施設において行うものです。

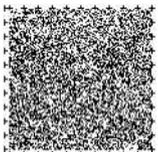
具体的には、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所及び自立生活援助等のサービスが含まれます。

サービス名	内 容
①生活介護	常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、軽作業等の生活活動や創作活動の機会の提供を行います。
②自立訓練 (機能訓練)	身体障害者等に、理学療法や作業療法等のリハビリ等の支援を行います。
③自立訓練 (生活訓練)	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人に、日常生活に必要な訓練並びに相談及び助言等の支援を行います。
④就労選択支援 (第七期計画で新設)	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択支援を行います。
⑤就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
⑥就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供し、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
⑦就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会を提供し、知識や能力向上のために必要な訓練等を行います。
⑧就労定着支援	一般就労した障害のある人が、職場に定着できるよう支援する事業です。事業所の職員が障害のある人の就職した事業所を訪問することで、障害のある人や企業を支援します。
⑨療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関への入院と併せて、機能訓練や介護及び日常生活上の支援を行います。
⑩短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事等の支援を行います。

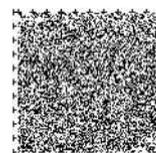


2) 第六期計画の実績

事項	単位	区分	第六期計画(実績)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
①生活介護	利用者数/月	計画値	155	159	164
		実績値	146	143	146
	人日/月	計画値	2,580	2,652	2,726
		実績値	2,766	2,596	2,762
②自立訓練(機能訓練)	利用者数/月	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
	人日/月	計画値	14	14	14
		実績値	0	0	0
③自立訓練(生活訓練)	利用者数/月	計画値	31	31	31
		実績値	35	35	37
	人日/月	計画値	170	170	170
		実績値	191	249	243
うち、精神障害者の 自立訓練(生活訓練) (第七期計画で新設)	利用者数/月	計画値	-	-	-
		実績値	0	13	15
	人日/月	計画値	-	-	-
		実績値	0	133	175
④就労選択支援 (第七期計画で新設)	利用者数/月	計画値	-	-	-
		実績値	-	-	-
⑤就労移行支援	利用者数/月	計画値	16	16	17
		実績値	19	22	21
	人日/月	計画値	257	268	280
		実績値	333	413	374
⑥就労継続支援A型	利用者数/月	計画値	12	13	13
		実績値	11	10	9
	人日/月	計画値	232	250	251
		実績値	234	200	181



事項	単位	区分	第六期計画(実績)			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
⑦就労継続支援B型	利用者数/月	計画値	266	270	275	
		実績値	261	250	267	
	人日/月	計画値	3,998	4,092	4,164	
		実績値	4,717	4,319	4,641	
⑧就労定着支援	利用者数/月	計画値	6	8	10	
		実績値	8	11	11	
	人日/月	計画値	6	8	10	
		実績値	8	11	11	
⑨療養介護	利用者数/月	計画値	24	25	25	
		実績値	24	24	24	
	人日/月	計画値	741	752	757	
		実績値	1,998	1,966	1,966	
⑩短期入所 (ショートステイ)	福祉型	利用者数/月	計画値	39	40	41
			実績値	36	39	54
		人日/月	計画値	308	316	323
			実績値	169	175	388
	医療型	利用者数/月	計画値	25	26	27
			実績値	9	21	7
		人日/月	計画値	143	179	179
			実績値	181	164	71
	合計	利用者数/月	計画値	64	66	68
			実績値	45	60	61
		人日/月	計画値	451	495	502
			実績値	350	339	459

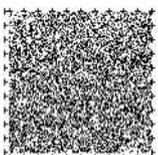


3) 第七期計画におけるサービス見込量

事項	単位	令和4年度 (実績値)	第七期計画(見込量)			
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	
①生活介護	利用者数/月	143	152	159	166	
	人日/月	2,596	2,843	2,985	3,134	
②自立訓練(機能訓練)	利用者数/月	0	1	1	1	
	人日/月	0	14	14	14	
③自立訓練(生活訓練)	利用者数/月	35	37	37	37	
	人日/月	249	236	236	236	
うち、精神障害者の自立 訓練(生活訓練) (第七期計画で新設)	利用者数/月	13	14	14	14	
	人日/月	133	154	154	154	
④就労選択支援 (第七期計画で新設)	利用者数/月	-	-	2	3	
⑤就労移行支援	利用者数/月	22	27	31	36	
	人日/月	413	391	410	430	
⑥就労継続支援A型	利用者数/月	10	10	11	12	
	人日/月	200	205	215	225	
⑦就労継続支援B型	利用者数/月	250	259	271	284	
	人日/月	4,319	4,552	4,763	4,992	
⑧就労定着支援	利用者数/月	11	12	14	16	
	人日/月	11	12	14	16	
⑨療養介護	利用者数/月	24	25	25	25	
	人日/月	1,966	2,059	2,059	2,059	
⑩短期入所 (ショートステイ)	福祉型	利用者数/月	39	44	45	46
		人日/月	175	239	244	250
	医療型	利用者数/月	21	12	13	14
		人日/月	164	144	151	158
	合計	利用者数/月	60	56	58	60
		人日/月	339	383	395	408

【サービス見込量の確保のための方策】

- 近隣のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、本市へのサービス提供事業者の誘導を図り、目標量を確保していきます。
- 障害の程度に応じて、自立訓練、就労移行支援等の関連サービスとの円滑な連携を図ります。



(3) 居住系サービス

1) サービスの概要

居住系サービスとは、障害のある人の住まいの場に関するサービスです。

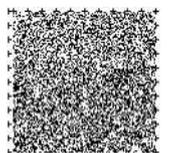
主に夜間に、施設や共同生活を行う住居において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うもので、共同生活援助及び施設入所支援の二つのサービスが含まれます。

サービス名	内容
①自立生活援助	障害者支援施設 ⁴⁷ やグループホーム等を利用していた障害のある人が一人暮らしをする居宅を定期的に訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
②共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日等に、共同生活を行う居宅において、相談や日常生活上の援助を行います。
③施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事等の援助を行います。
④地域生活支援拠点等	地域生活支援拠点等とは、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

2) 第六期計画の実績

事項	単位	区分	第六期計画(実績)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
①自立生活援助	人/月	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
うち、精神障害者の自立生活援助 (第七期計画で新設)	人/月	計画値	-	-	-
		実績値	0	0	0
②共同生活援助 (グループホーム)	人/月	計画値	88	99	114
		実績値	87	100	106
うち、精神障害者の共同生活援助 (第七期計画で新設)	人/月	計画値	-	-	-
		実績値	52	60	63

⁴⁷ 施設に入所する障害者に対し、入浴や排泄、食事等の介護、また、生活等に関する相談や助言、その他の必要な日常生活上の支援(施設入所支援、生活介護、自立訓練、就労移行支援等)を行う施設



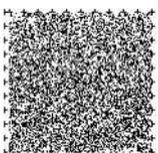
事項	単位	区分	第六期計画(実績)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
③施設入所支援	人/月	計画値	63	64	65
		実績値	63	59	58
④地域生活支援拠点等	-	計画値	充実	充実	充実
		実績値	-	-	-

3) 第七期計画におけるサービス見込量

事項	単位	令和4年度 (実績値)	第七期計画(見込量)		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
①自立生活援助	人/月	0	2	2	2
うち、精神障害者の自立生活援助 (第七期計画で新設)	人/月	0	1	1	1
②共同生活援助 (グループホーム)	人/月	100	122	138	155
うち、精神障害者の共同生活援助 (第七期計画で新設)	人/月	60	73	82	93
③施設入所支援	人/月	59	58	57	56
④地域生活支援拠点等	-	-	充実	充実	充実

【サービス見込量の確保のための方策】

- 目標量を確保すべく、近隣のサービス提供事業者との連携の強化、供給体制を整えます。
- 障害の程度に応じて、関連サービスとの円滑な連携を図ります。



(4) 相談支援

1) サービスの概要

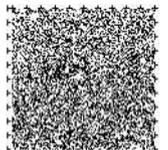
相談支援とは、適切なサービス利用を支援するための「計画相談支援」、地域生活に移行するための支援を行う「地域移行支援」、地域生活が安定するよう、24時間対応の相談等支援を行う「地域定着支援」の3種類があります。

サービス名	内容
①計画相談支援	障害のある人の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用の実現に向けて、ケアマネジメント ⁴⁸ によりきめ細かな支援を行います。
②地域移行支援、 地域定着支援	施設や病院に長期入所等している人が、地域生活に移行できるよう、居宅の確保や地域生活の準備等の地域移行支援を行います。 また、施設や病院に長期入所等していた人が、地域生活に移行後、安心して地域生活を継続できるよう、連絡、相談等の地域定着支援を行います。

2) 第六期計画の実績

事項	単位	区分	第六期計画(実績)			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
①計画相談支援	人/月	計画値	129	130	132	
		実績値	131	131	115	
②	地域移行支援	人/月	計画値	2	2	2
		実績値	0	1	2	
	うち、精神障害者の 地域移行支援 (第七期計画で新設)	人/月	計画値	-	-	-
			実績値	0	1	0
	地域定着支援	人/月	計画値	2	2	2
			実績値	0	0	0
	うち、精神障害者の 地域定着支援 (第七期計画で新設)	人/月	計画値	-	-	-
			実績値	0	0	0

⁴⁸ 障害のある人(子どもを含む)とその家族の意向を踏まえ、地域で豊かに暮らすための支援ができるよう、各種サービスを調整・提供し、地域における生活の支援を行うこと。

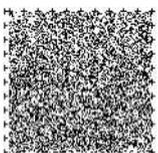


3) 第七期計画におけるサービス見込量

事項	単位	令和4年度 (実績値)	第七期計画(見込量)			
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	
①計画相談支援	人/月	131	130	130	130	
②	地域移行支援	人/月	1	2	2	2
	うち、精神障害者の 地域移行支援 (第七期計画で新設)	人/月	1	1	1	1
	地域定着支援	人/月	0	2	2	2
	うち、精神障害者の 地域定着支援 (第七期計画で新設)	人/月	0	1	1	1

【サービス見込量の確保のための方策】

- 計画期間中はニーズに合わせた量的充実を図ります。
- 東京都等が実施する相談支援従事者研修の受講を勧奨するとともに、民間団体を活用して、相談支援の提供体制の質を確保しつつ、量的拡大も同時に図ります。
- 近隣のサービス提供事業者との連携を強化し、利用者の状況に応じたサービスが提供できるよう努めます。



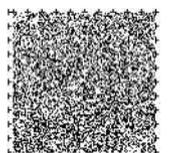
(5) 地域生活支援事業

1) サービスの概要

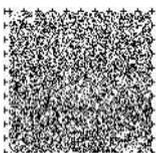
地域生活支援事業は、各自治体が利用者の状況に応じて柔軟にサービスを提供するものです。

地域生活支援事業の中には、障害者総合支援法の規定により必ず実施しなければならない事業(必須事業)と、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むために各自治体が任意に実施することができる事業(任意事業)があります。

サービス名	内 容
①相談支援事業	<p>相談支援事業とは、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害等にも対応した一般的な相談支援を行うもので、障害者地域自立生活支援センター及び精神障害者地域活動支援センターにおいて相談業務を実施するとともに、自立支援協議会を活用し、関係機関の連携強化に努めます。</p>
ア障害者相談支援事業	<p>障害者相談支援事業とは、障害のある人等の福祉に関する問題について相談に応じる事業です。</p> <p>障害者相談支援事業は現在2か所で実施しています。情報の提供や助言をはじめ、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人の権利擁護のために必要な援助を行います。</p>
イ基幹相談支援センター	<p>基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関です。</p> <p>地域の相談支援の拠点として、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の相談支援業務を総合的に実施するとともに、地域の実情に応じて権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着等の業務を行います。</p>
ウ市町村相談支援機能強化事業	<p>相談支援機能を強化するため、相談支援機関への専門的職員(社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等)の配置に努めます。</p>
エ住宅入居等支援事業	<p>賃貸借契約による一般住宅への入居を希望している人で、保証人がいない等の理由から入居が困難な障害のある人を支援する事業で、不動産業者に対する一般住宅へのあっせん依頼や、家主等への相談・助言も含めた支援等を行います。</p>



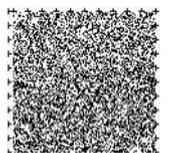
サービス名	内容
②成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用が有効と認められる、知的障害者又は精神障害者の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用を支援します。
③意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思の疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。
④日常生活用具給付等事業	在宅の心身に障害のある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、生活の便宜を図り、福祉の増進を図ります。
ア介護・訓練支援用具	障害のある人の身体介護を支援する用具や障害のある幼児等が訓練に用いる椅子等の用具を給付します。
イ自立生活支援用具	障害のある人の入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具を給付します。
ウ在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の障害のある人の在宅療養等を支援する用具を給付します。
エ情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具を給付します。
オ排せつ管理支援用具	ストマ用装具等の障害のある人の排せつ管理を支援する用具を給付します。
カ居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	障害のある人の居宅生活を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用を給付します。
⑤移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の際、移動の支援を行います。
⑥地域活動支援センター事業	<p>障害のある人の通いの場を提供し、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。</p> <p>○Ⅰ型(精神障害者地域活動支援センターお伊勢の森) …対象:精神障害者</p> <p>○Ⅱ型(身体障害者福祉センター等) …対象:身体障害者、知的障害者</p>



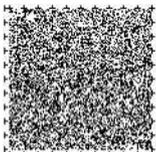
サービス名	内容
⑦理解促進研修・啓発事業	障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
⑧自発的活動支援事業	家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。
⑨訪問入浴サービス事業	訪問入浴サービスとは、入浴車を派遣し、家庭で入浴できるサービスです。
⑩自動車運転免許取得費助成事業	運転免許取得費用の一部を助成します。
⑪自動車改造費助成事業	自らが所有し運転する自動車の操向及び駆動装置の改造費の一部を助成します。
⑫日中一時支援事業	自宅で介護する人が病気の場合等に、日中の短時間を施設において入浴、排せつ、食事の介護を行います。

2) 第六期計画の実績

事項	単位	区分	第六期計画(実績)			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
①相談支援事業	ア障害者相談支援事業	設置数	計画値	2	2	2
		実績値	2	2	2	
	イ基幹相談支援センター	-	計画値	検討	検討	検討
		実績値	-	-	-	
	ウ市町村相談支援機能強化事業	-	計画値	検討	検討	検討
		実績値	-	-	-	
エ住宅入居等支援事業	-	計画値	検討	検討	検討	
	実績値	-	-	-		
②成年後見制度利用支援事業	人/年	計画値	15	15	15	
		実績値	32	30	30	



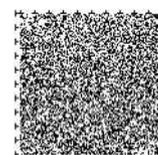
事項	単位	区分	第六期計画(実績)			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
③意思疎通支援事業	ア手話通訳者等派遣	人/年	計画値	228	228	228
			実績値	234	256	290
	イ手話通訳者設置	回/年	計画値	50	49	51
			実績値	50	49	51
	ウ手話通訳者養成講習事業	数/年	計画値	2	2	2
			実績値	2	2	2
④日常生活用具給付等事業	ア介護・訓練支援用具	利用件数/年	計画値	9	9	8
			実績値	5	7	8
	イ自立生活支援用具	利用件数/年	計画値	4	3	2
			実績値	13	6	12
	ウ在宅療養等支援用具	利用件数/年	計画値	20	27	27
			実績値	13	9	13
	エ情報・意思疎通支援用具	利用件数/年	計画値	12	13	15
			実績値	5	6	7
	オ排せつ管理支援用具	利用件数/年	計画値	2,132	2,232	2,333
			実績値	1,995	2,052	2,124
	カ居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	利用件数/年	計画値	4	4	4
			実績値	2	3	3
⑤移動支援事業	実利用人数/月	計画値	110	112	114	
		実績値	72	78	87	
	総利用時間数/月	計画値	1,100	1,120	1,140	
		実績値	838	763	1,043	
⑥地域活動支援センター事業	Ⅰ型事業所数	施設数	計画値	1	1	1
			実績値	1	1	1
	Ⅰ型利用者数	人/月	計画値	320	335	365
			実績値	248	227	238
	Ⅱ型事業所数	施設数	計画値	2	2	2
			実績値	2	2	2
	Ⅱ型利用者数	人/月	計画値	465	468	471
			実績値	265	269	365
	Ⅲ型事業所数	施設数	計画値	0	0	0
			実績値	0	0	0
	Ⅲ型利用者数	人/月	計画値	0	0	0
			実績値	0	0	0



事項	単位	区分	第六期計画(実績)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑦理解促進研修・啓発事業	-	計画値	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施
⑧自発的活動支援事業	-	計画値	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施
⑨訪問入浴サービス事業	利用回数/年	計画値	183	184	185
		実績値	134	181	368
⑩自動車運転免許取得費助成事業	利用件数/年	計画値	2	2	2
		実績値	2	1	2
⑪自動車改造費助成事業	利用件数/年	計画値	3	3	3
		実績値	1	2	2
⑫日中一時支援事業	利用件数/年	計画値	0	0	0
		実績値	0	5	0

3) 第七期計画におけるサービス見込量

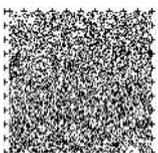
事項	単位	令和4年度 (実績値)	第七期計画(見込量)			
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	
①相談支援事業	ア障害者相談支援事業	設置数	2	2	2	2
	イ基幹相談支援センター	-	-	実施	実施	実施
	ウ市町村相談支援機能強化事業	-	-	実施	実施	実施
	エ住宅入居等支援事業	-	-	実施	実施	実施
②成年後見制度利用支援事業	人/年	30	30	30	30	30
③意思疎通支援事業	ア手話通訳者等派遣	人/年	256	260	262	264
	イ手話通訳者設置	回/年	49	51	51	51
	ウ手話通訳者養成講習事業	数/年	2	2	2	2



事項	単位	令和4年度 (実績値)	第七期計画(見込量)			
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	
④日常生活用具給付等事業	ア介護・訓練支援用具	利用件数/年	7	9	9	9
	イ自立生活支援用具	利用件数/年	6	6	6	6
	ウ在宅療養等支援用具	利用件数/年	9	11	11	11
	エ情報・意思疎通支援用具	利用件数/年	6	7	7	7
	オ排せつ管理支援用具	利用件数/年	2,052	2,159	2,266	2,379
	カ居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	利用件数/年	3	3	3	3
⑤移動支援事業	実利用人数/月	78	92	97	102	
	総利用時間数/月	763	1,100	1,120	1,140	
⑥地域活動支援センター事業	I型事業所数	施設数	1	1	1	1
	I型利用者数	人/月	227	238	238	238
	II型事業所数	施設数	2	2	2	2
	II型利用者数	人/月	269	267	267	267
	III型事業所数	施設数	0	0	0	0
	III型利用者数	人/月	0	0	0	0
⑦理解促進研修・啓発事業	-	実施	実施	実施	実施	
⑧自発的活動支援事業	-	実施	実施	実施	実施	
⑨訪問入浴サービス事業	利用回数/年	181	288	288	288	
⑩自動車運転免許取得費助成事業	利用件数/年	1	2	2	2	
⑪自動車改造費助成事業	利用件数/年	2	3	3	3	
⑫日中一時支援事業	利用件数/年	5	5	5	5	

【サービス見込量の確保のための方策】

- サービス利用対象者に広く情報提供を行い、利用促進を図ります。
また、関係機関との連携を図り支援体制の整備を図ります。
- 加えて、事業者の把握に努め、多様な事業者の参入を促進し、サービス提供体制や事業を継続するための必要な予算措置等の検討を進めます。

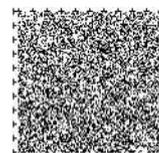


(6) 障害児通所支援等

1) サービスの概要

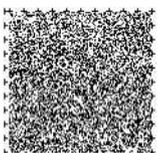
障害児通所支援には、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援があり、障害のある子どもが、住んでいる地域で、療育や支援を受けやすくするために設けられたサービスです。

サービス名	内容
①児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
②医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行います。
③居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
④保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
⑤放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
⑥障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障害のある児童に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成します。 また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
⑦中等度難聴児発達支援事業	身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成し、難聴児の健全な発達を支援します。
⑧医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケアが必要な児童に対し、必要な支援が受けられるように調整等を行うコーディネーターを配置します。



2) 第六期計画の実績

事項	単位	区分	第六期計画(実績)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
①児童発達支援	人/月	計画値	14	15	17
		実績値	19	21	22
	人日/月	計画値	72	87	95
		実績値	185	176	171
②医療型児童発達支援	人/月	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
	人日/月	計画値	8	8	8
		実績値	0	0	0
③居宅訪問型児童発達支援	人/月	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
	人日/月	計画値	5	5	5
		実績値	0	0	0
④保育所等訪問支援	人/月	計画値	1	1	1
		実績値	0	1	0
	訪問回数/月	計画値	1	1	1
		実績値	0	2	0
⑤放課後等デイサービス	利用者数/月	計画値	128	129	130
		実績値	142	138	125
	人日/月	計画値	1,718	1,746	1,752
		実績値	1,832	1,608	1,495
⑥障害児相談支援	人/月	計画値	17	19	20
		実績値	9	28	14
⑦中等度難聴児発達支援事業	利用件数/年	計画値	2	2	2
		実績値	2	3	2
⑧医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人/年	計画値	2	2	2
		実績値	0	0	0

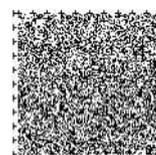


3) 第七期計画におけるサービス見込量

事項	単位	令和4年度 (実績値)	第七期計画(見込量)		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
①児童発達支援	人/月	21	21	22	23
	人日/月	176	185	194	203
②医療型児童発達支援	人/月	0	1	1	1
	人日/月	0	8	8	8
③居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	1	1	1
	人日/月	0	5	5	5
④保育所等訪問支援	人/月	1	1	1	1
	訪問回数/月	2	1	1	1
⑤放課後等デイサービス	利用者数/月	138	141	148	155
	人日/月	1,608	1,727	1,813	1,903
⑥障害児相談支援	人/月	28	17	19	20
⑦中等度難聴児発達支援事業	利用件数/年	3	2	2	2
⑧医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人/年	0	2	2	2

【サービス見込量の確保のための方策】

- 支援を必要とする利用者やその家族が適切なサービスを利用できるよう、質の確保に留意しつつ関係機関等と連携し、ニーズの拡大に対応したサービス量の確保を行います。

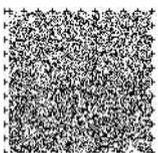


(7) 発達障害者等に対する支援

1) サービスの概要

発達障害者(児)の早期発見・早期支援には、当人やその家族への支援が重要であるため、保護者が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援体制の充実を図ります。

サービス名	内容
①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の講習	<p>○ペアレントトレーニング</p> <p>環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的とした家族支援のアプローチの一つです。</p> <p>○ペアレントプログラム</p> <p>子どもの行動修正までは目指さず、「保護者の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てた簡易的なプログラムです。</p>
②ペアレントメンター	<p>メンターとは、「信頼のおける仲間」という意味で、ペアレントメンターは、発達障害のある子どもを育てた経験のある保護者が、その経験と知識を生かして後輩の保護者の支援を行う、当事者による当事者支援の仕組みです。</p> <p>ペアレントメンターは、地域で実施している養成研修を経て活動をしています。</p>
③ピアサポート活動	<p>「ピア」とは、「仲間」、「同輩」等と訳され、立場や境遇、経験等を共にする人たちを表す言葉です。「ピアサポート」とは、同じような立場や課題を経験してきたことを生かして、仲間同士が対等に支え合うことを表します。</p>



2) 第六期計画の実績

事項	単位	区分	第六期計画(実績)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
①ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の 受講者数	人	計画値	4	6	8
		実績値	-	-	-
②ペアレントメンターの人数	人	計画値	6	7	8
		実績値	7	7	7
③ピアサポートの活動への 参加人数	人	計画値	100	100	100
		実績値	-	-	-

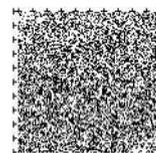
3) 第七期計画におけるサービス見込量

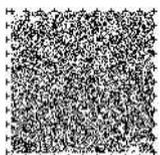
事項	単位	令和4年度 (実績値)	第七期計画(見込量)		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
①ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の 受講者数	人	-	4	6	8
②ペアレントメンターの人数	人	7	6	7	8
③ピアサポートの活動への 参加人数	人	-	100	100	100

(注) ペアレントメンターの人数は、東京都発達障害者支援センター(TOSCA)養成研修者を含みます。

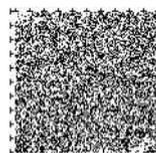
【サービス見込量の確保のための方策】

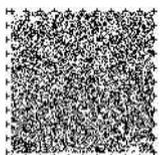
- 実施事業や利用についての案内等、早期支援に向けた周知を行い、利用者の拡大や支援者の確保に努めます。





第6章 計画の推進に向けて





1 計画の推進

(1) 国・東京都等との連携

本計画の基本理念を実現させるべく、本市の障害者施策を推進していくためには、国や東京都だけでなく、近隣市区町村や関係機関とも綿密な連携を図り、施策が総合的に推進される体制を整える必要があります。

(2) 計画の推進体制の充実

① 市民参加の推進

障害者施策を推進していくためには、行政だけでなく、市民一人一人が障害福祉について理解を深めるとともに、計画の策定や推進に主体的に参加することが重要です。

今後も計画の推進に当たっては、市民意識調査やパブリックコメントを実施する等、市民の意見や障害のある人のニーズを把握して、計画の効果的な推進に努めます。

② 障害福祉サービス等の提供体制の整備

障害のある人とその家族への相談支援と情報提供に積極的に取り組み、障害のある人のニーズの把握と問題解決に努めます。また、必要なサービスが適切かつ円滑に行われるよう、サービス提供事業者を支援するほか、本市へのサービス提供事業者の誘導に努めます。

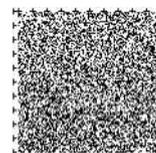
なお、障害児支援のためのサービスでは、居宅訪問型児童発達支援といった新たなサービスにおいても、早期に利用ができるようサービス提供事業者を支援するほか、指定障害児相談支援事業者が保護者に対しより質の高い充実した相談支援と情報提供に取り組めるよう支援に努めます。

③ 関係機関等との連携の推進

障害者施策が、対象者にとって地域で自分らしく暮らすための一助となるには、それぞれの事情に合わせた、きめ細かな福祉サービスが、うまく組み合わせられて提供されなければなりません。そのため、行政は対象者と関わる教育・就労・医療・保険・権利擁護等の各関係機関との連携・協力体制を確保するだけでなく、市民・事業者とも連携を強化し、協働のもと障害者施策の取組を進めます。

④ 自立支援協議会との連携の推進

本計画の円滑な推進を図るため、「武蔵村山市自立支援協議会」とも連携し、市内の障害福祉施策に関する課題とニーズの把握や協議等を行う等、社会情勢の変化を念頭に、地域における障害福祉施策の充実に向けた課題の解決に努めます。

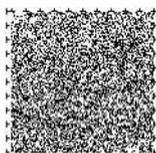
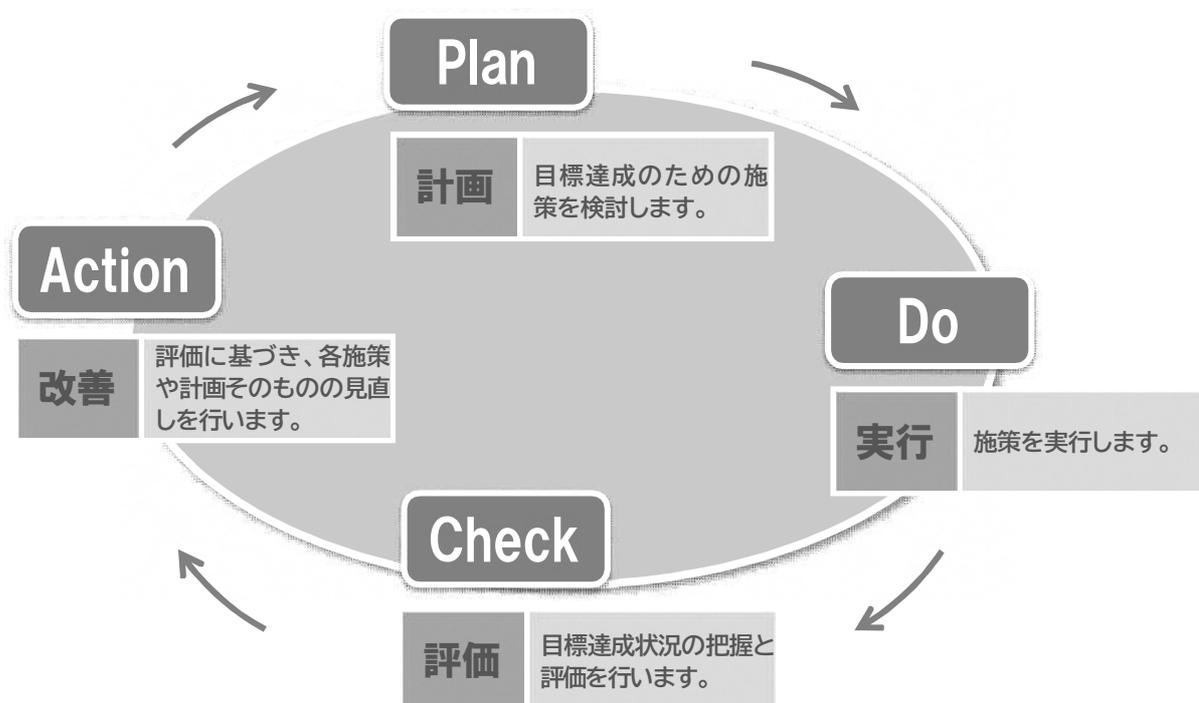


2 計画の進行管理

自立支援協議会において、「PDCAサイクル⁴⁹」に基づいた計画の進捗管理を図るため、関係部局が緊密な連携を図りながら、成果目標に関する実績の把握を行うとともに、この計画の進行管理の点検及び評価を行います。

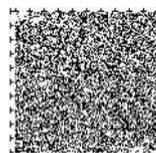
また、計画の進捗や効果の評価の結果、今後の社会情勢の変化や新たな国・東京都の施策、近隣市や市内の動向等に柔軟に対応し、必要に応じ見直しを行い、障害者施策の一層の充実に努めます。

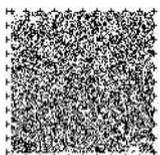
■PDCAサイクルイメージ



⁴⁹ 様々な分野で、領域における品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」、「実行(Do)」、「評価(Check)」、「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくこと。

資料編





1 武蔵村山市自立支援協議会

(1) 武蔵村山市自立支援協議会設置要綱

平成 22 年 10 月 1 日

訓令（乙）第 143 号

（設置）

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 77 条第 1 項第 3 号に掲げる事業を地域の実状に応じて適切かつ効果的に実施するとともに、地域の障害福祉のシステムづくりに関して中核的な役割を担うための協議及び調整を行う会議として、武蔵村山市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

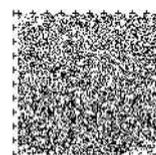
第 2 条 協議会は、障害者及び障害児に対する福祉サービスの提供に関する次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- (2) 困難事例への対応についての協議及び調査
- (3) 地域の現状の把握及び課題の共有並びに情報発信に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画及び障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画の評価及び進行管理に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。

（組織）

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 21 人をもって組織する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 民生（児童）委員
- (4) 障害者団体の代表者
- (5) 指定障害福祉サービス事業者又は指定相談支援事業者
- (6) 事業を営む者
- (7) 学識経験者
- (8) 公募による市民（市内に住所を有し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。）



(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(守秘義務)

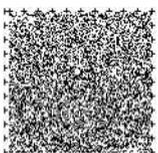
第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

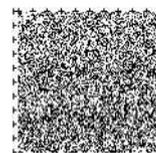
第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。



(2) 武蔵村山市自立支援協議会委員名簿

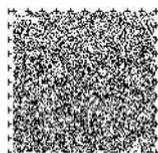
役職	氏名	所属団体等	選出区分
会長	高橋 毅	社会福祉法人あかつきコロニー	指定障害福祉サービス事業者
副会長	押田 友紀子	医療法人社団円祐会 武蔵村山市精神障害者地域活動支援センター	指定相談支援事業者
委員	和田 恵子	社会福祉法人鶴風会 東京小児療育病院	保健医療関係者
委員	佐藤 文	東京都多摩立川保健所	保健医療関係者
委員	星 菜々絵	東京都立村山特別支援学校	教育関係者
委員	鈴木 正悦	武蔵村山市民生(児童)委員	民生(児童)委員
委員	馬場 均	武蔵村山市身体障害者福祉協会	障害者団体の代表者
委員	柳 清美	武蔵村山市手をつなぐ親の会	障害者団体の代表者
委員	須永 美智子	武蔵村山市聴覚障害者協会	障害者団体の代表者
委員	岩瀬 香世	心身障がい者(児)親子の会フレンズ	障害者団体の代表者
委員	千田 祐子	「きらり」発達障害と共に成長する家族の会	障害者団体の代表者
委員	武内 まゆみ	社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会 特定相談支援事業所	指定相談支援事業者
委員	奥下 洋平	社会福祉法人武蔵村山正徳会 サンシャインホーム ヘルパーステーション	指定障害福祉サービス事業者
委員	平田 将太郎	一般社団法人バディー	指定障害福祉サービス事業者
委員	佐々木 久子	特定非営利活動法人 グループホームあしたば	指定障害福祉サービス事業者
委員	小尾 裕美	特定非営利活動法人えのき えのき園	指定障害福祉サービス事業者
委員	下河邊 千草	放課後等デイサービス児童発達支援Walk	指定障害福祉サービス事業者
委員	富田 眞貴子	障害者就労支援センターとらい	事業を営む者
委員	秋元 優子	立川公共職業安定所	事業を営む者
委員	溝口 睦子	市民	公募による市民

(敬称略・順不同)

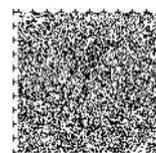


(3) 武蔵村山市自立支援協議会開催経過

令和4年度	
第1回	
開催日	令和4年7月27日(水)
場所	書面開催
議題	1 委員委嘱書の交付 2 武蔵村山市自立支援協議会副会長の選任について
第2回	
開催日	令和4年10月24日(月)
場所	書面開催
議題	第六次障害者計画・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画(令和6年度～令和8年度)の策定のための市民意識調査について
第3回	
開催日	令和5年3月22日(水)
場所	武蔵村山市民総合センター 生涯学習活動室 集会室
議題	第六次障害者計画・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画策定のための市民意識調査報告書について



令和5年度	
第1回	
開催日	令和5年5月17日(水)
場所	武蔵村山市民総合センター 生涯学習活動室 集会室
議題	(1) 第六次障害者計画・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画策定のための市民意識調査報告書について (2) 第六次障害者計画・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画の第一章(計画の概要)及び第二章(障害者等の現状)について
第2回	
開催日	令和5年8月16日(水)
場所	武蔵村山市民総合センター 生涯学習活動室 集会室
議題	第六次障害者計画・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画について (1) 第3章(基本的な考え方)の体系の検討について (2) 第3章(基本的な考え方)について
第3回	
開催日	令和5年11月15日(水)
場所	武蔵村山市民総合センター 生涯学習活動室 集会室
議題	第六次障害者計画・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画について (1) 第3章(基本的な考え方)について (2) 第4章 施策の展開(第六次障害者計画) (3) 第5章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する目標等 (4) 第6章 計画の推進に向けて
第4回	
開催日	令和6年1月9日(火)
場所	武蔵村山市民総合センター 生涯学習活動室 集会室
議題	第六次障害者計画・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画(原案)(案)について



2 武蔵村山市高齢者福祉計画等策定委員会

(1) 武蔵村山市高齢者福祉計画等策定委員会設置要綱

平成 23 年6月 15 日
訓令（乙）第 112 号

（設置）

第1条 老人福祉法（昭和38年法律再133号）第20条の8に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する市町村介護保険事業計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条に規定する市町村障害福祉計画（以下「高齢者福祉計画等」という。）を総合的かつ円滑に策定するため、武蔵村山市高齢者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、高齢者福祉計画等の原案を作成し、市長に報告する。

（組織）

第3条 委員会は、委員16人をもって組織する。

2 委員は、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、企画財政部企画政策課長、同部財政課長、市民部保険年金課長、協働推進部協働推進課長、健康福祉部福祉総務課長、同部生活福祉課長、同部健康推進課長、子ども家庭部子ども青少年課長、同部子ども青少年課児童担当課長、同部子ども子育て支援課長、都市整備部都市計画課長、教育部教育指導課長、同部文化振興課長及び同部スポーツ振興課長の職にある者をもって充てる。

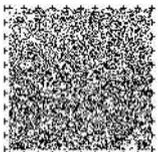
（会長及び副会長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は健康福祉部高齢・障害担当部長の職にある委員を、副委員長は健康福祉部長の職にある委員をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。



(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことが出来ない。

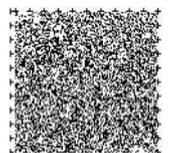
3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢福祉課及び同部障害福祉課において処理する。

(委任)

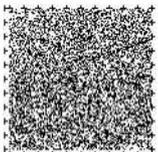
第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。



(2) 武蔵村山市高齢者福祉計画等策定委員会委員名簿

役職	氏名	職名	備考
委員長	安齋 高	健康福祉部高齢・障害担当部長	令和5年4月1日～
	鈴木 義雄		～令和5年3月31日
副委員長	小延 明子	健康福祉部長	令和5年4月1日～
	島田 拓		～令和5年3月31日
委員	平崎 智章	企画財政部企画政策課長	令和5年4月1日～
	増田 宗之		～令和5年3月31日
委員	加藤 俊幸	企画財政部財政課長	
委員	並木 武司	市民部保険年金課長	令和5年4月1日～
	里見 和行		～令和5年3月31日
委員	湊 祥子	協働推進部協働推進課長	
委員	小野 暢路	健康福祉部福祉総務課長	令和5年4月1日～
	小延 明子		～令和5年3月31日
委員	阿部 淳一	健康福祉部生活福祉課長	
委員	持田 文吾	健康福祉部健康推進課長	
委員	里見 和行	子ども家庭部子ども青少年課長	令和5年4月1日～
	佐藤 哲郎		～令和5年3月31日
委員	児玉 眞一	子ども家庭部子ども青少年課 児童担当課長	
委員	高橋 一磨	子ども家庭部 子ども子育て支援課長	
委員	篠田 光宏	都市整備部都市計画課長	
委員	東口 孝正	教育部学校教育担当部長 (教育指導課長事務取扱)	
委員	西原 陽	教育部文化振興課長	
委員	鳥海 純子	教育部スポーツ振興課長	

(敬称略・順不同)

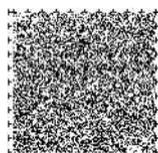


(3) 武蔵村山市高齢者福祉計画等策定委員会開催経過

令和4年度	
第1回	
開催日	令和4年11月4日(金)
場所	武蔵村山市役所 301会議室
議題	第六次障害者計画・第七期障害福祉計画・第三期障害福祉計画策定に関する市民生活ニーズ把握のためのアンケート調査の概要について
令和5年度	
第1回	
開催日	令和5年5月26日(金)
場所	武蔵村山市役所401会議室
議題	(1) 第六次障害者計画・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画市民意識調査結果の報告について (2) 第六次障害者計画等の策定について ① 第六次障害者計画・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画の第一章(計画の概要)について ② 第六次障害者計画・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画の第二章(障害者等の現状)について
第2回	
開催日	令和5年7月28日(金)
場所	武蔵村山市役所301会議室
議題	第六次障害者計画等の策定について 第六次障害者計画・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画の第3章(基本的な考え方)について
第3回	
開催日	令和5年8月25日(金)
場所	武蔵村山市民会館さくらホール会議室
議題	第六次障害者計画等の策定について 第六次障害者計画・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画の第3章(基本的な考え方)について



第4回	
開催日	令和5年10月27日(金)
場所	武蔵村山市役所301会議室
議題	<p>第六次障害者計画の策定について</p> <p>(1) 第六次障害者計画・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画の第4章 施策の展開(第六次障害者計画)について</p> <p>(2) 第六次障害者計画・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画の第5章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する目標等(第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画)について</p> <p>(3) 第六次障害者計画・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画の第6章 計画の推進に向けてについて</p>
第5回	
開催日	令和5年11月24日(金)
場所	武蔵村山市民会館さくらホール会議室
議題	<p>第六次障害者計画等の策定について</p> <p>(1) 第六次障害者計画・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画の第4章 施策の展開(第六次障害者計画)について</p> <p>(2) パブリックコメント用資料の策定について</p> <p>(3) パブリックコメント期間、方法等の検討について</p>
第6回	
開催日	令和6年1月12日(金)
場所	武蔵村山市役所301会議室
議題	<p>第六次障害者計画等の策定について</p> <p>・原案策定について</p>



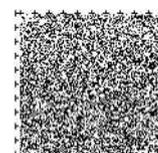
3 市民への周知

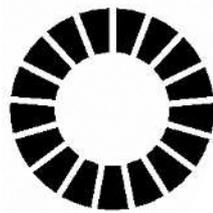
(1) 市民説明会

	開催日	場所	来場者
第1回	令和5年12月20日 (水)	武蔵村山市民会館さくらホール 研修室	2名
第2回	令和5年12月23日 (土)	武蔵村山市民総合センター 3階集会室	2名

(2) パブリックコメント

募集期間	令和5年12月12日(火)～令和6年1月11日(木)
広報手段	(1) 令和5年12月1日付市報 (2) 令和5年11月27日公開の市ホームページ (3) 市役所市政情報コーナー、市民総合センター内障害福祉課窓口、 緑が丘出張所、各図書館、各地区会館
募集方法	任意様式又は市ホームページから参考様式をダウンロードし、住所、 氏名、意見を記入の上 (1) 主管課窓口へ持参 (2) 主管課へ郵送(当日必着) (3) 主管課へファクシミリ送信 (4) 主管課市ホームページ専用フォーム のいずれかによる提出
応募者数	3名





武蔵村山市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

